

平成22年 9月 7日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民生部長兼 福祉事務所長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十四山支所長	横 井 昌 明	会計管理者兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総務部次長兼 総 務 課 長	佐 藤 勝 義
総務部次長兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民生部次長兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開発部次長兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開発部次長兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教育部次長兼 社会教育課長	水 野 進	監 査 委 員 長	服 部 正 治
人事秘書課長	村 瀬 美 樹	企画政策課長	伊 藤 邦 夫
防災安全課長	伊 藤 久 幸	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵美子	保険年金課長	越 川 博 文
健康推進課長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤 政 洋	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘
商工労政課長	服 部 保 巳	都市計画課長	竹 川 彰
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
十四山スポーツ センター館長	佐 野 隆	図 書 館 長	伊 藤 秀 泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○12番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

最初の質問をさせていただきますが、私は、ますます深刻さを増しております、ハンデを持たれた低所得高齢者や障害者の皆さんに対するきめ細かな支援を行う問題について、立ち入って市長を初め担当者の皆さんにお尋ねいたします。

高齢者福祉の重要な法律であります老人福祉法は、市町村は老人の福祉に関し、必要な情報の把握に努めると定めておりますが、この条文は今もそのまま生きております。1970年代までは社会福祉事務所運営の指針で、各福祉事務所がひとり暮らしや援助が必要なすべての高齢者の生活実態を把握し、個別援助台帳をつくることなどを示しておりました。また、平成5年に、それまでの身体障害者と知的障害者に加え、精神の障害も加えた障害者基本法が定められ、国、県、市町村の福祉施策の対象とされました。高齢化の進行と相まって、県や市町村の高齢者及び障害者対策などの事業量の急速な拡大にもかかわらず、2000年から2009年までに、県と市町村の福祉部門の職員は総数の約2割にもなる9万8,000人が、一般行政部門では約17%に当たる10万8,000人がそれぞれ削減されており、以前に服部市長に対し、市の障害者施策の充実のために障害者の要望の聞き取りを求めましたところ、現状では人手不足でとても対応し切れないので、退職者職員の活用などを考えていきたいとの表明がございました。

1983年に国の老人医療無料制度が廃止され、それまで60歳以上の高齢者の自殺が年間6,000人前後にとどまっていたものが一気に7,000人を超え、今では1万2,000人にもなり、毎年国民の3万人以上がみずから命を絶っておりますが、その3分の1を超えております。さらに、別に年間1万人以上が行き倒れとしてその死亡が処理されている中で、高齢者の所在不明が大きなニュースとなりました。このままでは国とまちが壊れてしまうという心配が

国民の皆さんの間に広がっております。根本的には国による国民生活を守る本格的な取り組みを求めることになると思いますが、それは後段に譲り、初めに市や県がすぐに実施しなければならない問題からお尋ねをいたします。

最初に、平成20年4月より、65歳以上で新たに身体障害者手帳の1・2級相当以上の障害を持たれた皆さんに対して、県の障害者手当の給付から除外されたものを一日も早く以前の状態に回復することについてお尋ねいたします。

県の説明では、65歳まで元気で働いてきた人はそれなりの準備もあり、手当の対象から除外することに問題はないというものでございましたが、前回の私の質問に対し市長も、県の説明を妥当なものとは思えない。県の対応の改善を求めていくという内容の答弁をいただきましたが、要請もしていただいているようでございますが、さらに立ち入ってお尋ねいたします。

厚生年金加入者の場合、制度加入中の病気やけがが原因で65歳以前に障害年金の1級または2級の認定がされた場合は、受け取る年金が1級の場合は125%に、また2級の場合は100%になりますが、全額が非課税収入となり、所得税や住民税の扶養親族となるなどの処遇が受けられますが、65歳以降は、症状の悪化等でも、加入中の病気やけがが原因であってもそういう対象から外され、その年金はすべて課税所得とされ、元気な人と同じように税金を払い続けることになります。

また、中小企業で働き、年金を受け取っている多くの人々は、年収200万を下回る人が少なくありません。さきに市長が、市内の国保加入世帯の平均所得が180万円であると発表されましたが、その状態から考えても県の判断は適切でないことは明らかです。国民年金だけ、また無年金の方から見れば、介護を受けなければならないような状態になったときに、市の3,500円の月額障害手当に加えて県の7,000円が支給されるかどうかは本当に大問題であります。ぜひ市長会や担当者間でもこうした問題をよく相談され、県レベルの障害者医療では全国でも最もすぐれた制度を守っている愛知県にふさわしい障害高齢者施策の一角を後退させないよう、県に求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

三宮議員から重度障害者問題についての御質問でございます。

答弁の前に、三宮議員から御了解をいただければ、弥富市の社会保障等の問題の概要につきまして少しお話をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○12番（三宮十五郎君） はい、どうぞ。

○市長（服部彰文君） 議員のお許しをいただきましたので、社会保障問題、医療、介護、福祉の問題について、少し弥富市の現状について御報告申し上げます。

医療につきましては、国民健康保険制度についてお話をさせていただきたいと思っております。

今、国保運営が大変厳しい状況であることは、議員各位も御承知のごとくでございます。その理由というのは、高齢化社会における医療費の増大と高額医療費の増大がますますかさんできていること。二つ目には、厳しい経済環境における雇用不安が依然として続き、非正規雇用等の若い人たちの国保への加入が行われていること。また、三つ目は大変申し上げにくいわけですが、国保税の滞納が最近とみに多くなってきていることでございます。全体としては1割が滞納ということでございます。税の公平さということで、皆様方には収納ということで御協力をいただきたい。

加入者6,100世帯、全人口1万2,000人が加入してみえる国保運営につきましては、昨年、平成21年、弥富市は一般会計から2億1,000万の繰り入れをし、いわゆる国保運営の安定化に努めてまいりました。また、本年度は2億3,000万円という繰り入れでございます。1人当たりに換算いたしますと、1万9,000円ほどの国保運営に対しての繰り入れでございます。裏を返せば、国保税の改正をお願いするような状況にあるわけですが、新政権、国の方は、後期高齢者の医療制度を廃止する。そして、新たに平成25年4月から高齢者医療制度を確立していきたいという旨の発表がされております。

今、その中間的な発表を含めて、粛々と進められているところであります。国保税をあわせ、またその運営についても、どうしていくかということが真剣に論議がされておるわけでございます。私どもの国保運営の市町村単位から、いわゆる広域での段階の運営に移行する、そんなようなことが考えられているわけでございます。いずれにいたしましても、国民皆保険制度のもとで、すべての住民の皆様が公平で、そして平等で、均一の医療が受けられるよう、我々行政も今後も努力してまいらなきゃいけない、そんな思いでございます。

また、海南病院を中心といたします医療ネットワークを、私どもとしては関係市町村とさらに強化を進めてまいりたい。そして、安心・安全な生活ということを今後も努力していきたいと思っております。

介護についてでございますが、弥富市は現在、第4期の介護保険事業計画を進めております。これは、平成21年から3年間の23年度まででございます。現在、要支援1・2、そして要介護1から5までの段階における認定患者は1,300人になります。また、認定審査をお待ちの方が大変たくさんお見えになるわけでございます。介護における弥富市の最重要課題は介護予防でございます。地域包括支援センターの御協力、そしてまた地域のさまざまな皆様の団体、ボランティアの御協力をいただきながら介護予防に努めていきたい、そんな思いでございます。

介護に対する給付金額の総額は17億2,000万あり、市の負担、扶助費は、その12.5%の2

億6,500万になっているところでございます。ここで私が申し上げたいのは、介護保険費の財源の内訳でございます。御承知のように、40歳以上で等しく社会全体で支えていこうというのが介護保険制度でございます。そして、財源内訳の50%が被保険者でございます。そして、残りの50%が、いわゆる公費の負担になっておるわけでございます。そのうち国の負担が25%、そして県の負担が12.5%、そして私ども市町村の負担が12.5%になっています。被保険者の介護保険料の問題、あるいは市町村の負担というのが非常に限界になってきているということを申し上げたいわけでございます。そうした中で、国の25%の負担の構成比をどうしても改正していただきたい、そんなことを強く思います。

続きまして、弥富市の障害者の実態について御報告申し上げます。

この障害者の問題につきましても、弥富市は第2期の弥富市障害者福祉計画を今進行中でございます。さまざまなきめ細かい施策を皆様方と一緒にやっていくわけでございますが、その実態は、身体障害者は1級から5級までの障害者が1,335名お見えになります。そして、療育A判定、いわゆる知的障害をお持ちの方が256名、そして精神障害をお持ちの方が170名ということで、身体障害が75%、知的障害の方が15%、そして精神障害の方が10%ということで、総数1,760名の方が毎日のさまざまな生活の中で大変な御苦勞をいただいておりますというのが現状でございます。

特に昨今の状況といたしましては、精神障害の方が非常にふえてきている。これも、さまざまな現在の社会環境といったものに起因するかもしれません。平成19年には129名お見えになったのですが、平成22年、今日現在では170名の方が精神的な障害をお持ちでございます。まさにその伸び率は130%を超える状況でございます。今後も第2期の弥富市障害者福祉計画に基づき、一つ一ついろんなことを改善して対応していきたいと思っております。

介護認定者が1,300人、そして身体障害の認定を受けていただいている方が1,760名、合計で3,000名を超える方でございます。また、その扶助費、弥富市が負担をしていかなきゃならない金額は、両方で5億6,000万を超える状況でございます。今の政権は、強い社会保障ということを打ち出していただいております。国は、その財源をどこに求めてみえるんでしょうか。はっきりとした方向を示していただきたいと思うのは、私だけではありません。地方財政が大変厳しい状況の中、もうこれ以上地方に負担を求めるのはやめていただきたいというぐらいのことを考えているわけでございます。さまざまな福祉計画等については私も機会あるごとに発言をしてみたい、そんな思いでございます。

三宮議員の御質問にお答え申し上げます。県の65歳以上の重度障害者が、その補助制度の中で手当がなくなってしまったという件でございます。

社会人として一生懸命お仕事をさせていただき、定年を迎え、そして年金が受けられる年ごろになって、脳梗塞であるとか、あるいは循環器系の心筋梗塞等々で倒られる方が最近多

いわけでございます。これから第2、第3の人生を楽しみ、そして自分自身としてもボランティア活動を積極的にやっていこうという方が非常に多いわけでございます。そうしたときに重い障害で倒られるということに対して、県は、先ほど議員がおっしゃったように、平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに障害者となられた方については、その支給を対象外としたわけでございます。この改正は、介護保険法や障害者自立支援法の施行に伴い、障害者を取り巻く環境が変化してきたということが言われておるわけでございます。

また、なぜ65歳以上がその対象になるのかということでございますが、先ほども言いましたように、介護保険制度が発足し、介護認定を受けて介護保険給付サービスを受けられればいいというような考え方が一つあるわけでございます。もう一つは、若年から障害者の方々とは違い、現役世代における資産形成が幾らかある。あるいは、厚生年金が支給されているという収入面でのある程度の確保が予測されておるわけでございます。そういった状況において、いわゆる手当の廃止を県の方はされたわけでございますけれども、年金の支給であるとか、あるいは蓄え等においては、これから将来に対する生活給でありまして、これを、そういうことがあるという理由のもとだけでは、私はいかななものかと思うわけでございます。先ほど三宮議員がおっしゃったように、尾張8市の市長会、並びに県・市の懇談会等について、弥富市の議案として提出を申し上げていきたい、そんな思いでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） やはり県民世論にしていくことが改善するかなめでありますし、とりわけ今市長の方から説明がありましたが、介護給付を受けられればいいということなんですが、所得の少ない方々が1割負担をするのは大変困難でありまして、障害者手当を受給している人たちと受給できない人たちの間ではかなり差が出ることが心配されますので、ぜひ一日も早く回復をさせていただきたいということを強く求めまして、次の質問に移ります。

次に、介護認定者の皆さんの身体障害者手帳の保有や、また取得のための支援についてお尋ねいたします。

介護認定の皆さんは、身体障害者手帳を取得する条件を満たしている方がかなりあると思われませんが、現在の介護認定者の手帳取得者の割合及び未取得者に対する手帳取得のためのアドバイスや支援はどのように行われているか、説明をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） ただいま三宮議員の方より2点御質問いただきました。

1点目の御質問でございますが、現在の要介護者のうち、身体障害者手帳等の交付の割合についてでございますが、これにつきましては、介護高齢課の方で昨年21年度に実施いたし

ました介護認定高齢者に係ります障害者控除の対象認定状況により御報告させていただきます。

要介護認定1から5を受けてみえる方847名のうち、既に身体障害者手帳の1級・2級、または療育手帳のA判定を受けてみえる方213名を除きました634名の方に申請書を郵送いたしておりますので、要介護認定を受けている方のうち重度の障害をお持ちの方の割合につきましても、213名の25%に当たります。

続きまして2点目の関係でございますが、特別障害者控除対象者または障害者控除対象者に認定された方に障害者手帳取得のためのアドバイス、または支援についての御質問でございますけれども、要介護といたしましては、仮にその方が施設に入所した場合にどれぐらい介護の時間が必要かということを推計いたしました要介護認定基準時間推計によって定められているものでございまして、したがって障害の程度を示すものではなく、介護にかかる時間の物差しであるということで、弥富市では要介護度を一律障害者控除の適用基準に使うことなく、障害者控除対象者認定書交付事務処理要領というのを設けてございますので、その基準をもとにいたしまして、特別障害者控除対象者または障害者控除対象者を認定いたしております。

認定状況でございますけれども、406名の方より申請がございまして、全員の方に認定書の方は交付させていただいております。内訳でございますけれども、障害者控除対象者243名、特別障害者控除対象者163名という内訳でございます。先ほども申しましたように、弥富市独自の認定基準をもとに控除対象者を認定しているわけではございませんけれども、身体障害者手帳等の判断基準とは違ってございますが、介護認定者の中には身体障害者手帳交付対象の方も見えますので、今後はその旨を本人さんにお伝えいたしまして、手帳交付を希望される場合には、医師の証明書をもって交付申請していただくよう御指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 確かに介護の認定と身体障害者の認定は別物であります。例えば身体障害者手帳が出る6級の場合は、足の場合ですと、足の関節の一つに著しい障害がある者というふうになっておりますが、具体的には歩行やそういうものに障害がなくても、正座ができない程度で6級の手帳が出るようになっておりますよね、身体障害者手帳の。

障害者手帳を取得するとどういふことがあるかということですが、まず手当の問題で言いますと、特別重度の障害の皆さんに対する手当というのは、2級以上の身体障害、あるいはそれに相当する知的障害などが二つ以上ある場合、国の制度を含む特別障害の手当が支給されることになっておりまして、国・県・市を合わせますと、月額、最も重い方が4万530円、それからその範囲に入って最も軽い方が2万9,940円というふうに、前年度、21年度の場合、



なっております。それから、今私が申し上げました1級・2級の障害、あるいは知的障害のAだとか、そういうものが一つある場合については、弥富市が月額3,500円、愛知県が7,000円でございますから、1万500円の手当が出ております。それから、3級・4級の方については月額2,500円、5級・6級の方については月額1,500円の手当がでることとあわせて、身障の3級以上の場合は、保険対象の医療費が子供の医療費などと同じように無料になります。さらに、所得税や住民税の減税や、一定の条件では免除もございます。それから、例えば足などの移動障害の方では、本人が車を運転する場合には1ヵ所で6級以上の障害のある方ですね。7級二つでも6級になりますが、この場合はだめだということで、1ヵ所で6級以上の障害のある方については、本人が運転する車の場合は取得税や自動車税が全額免除されるという仕組みになっておりまして、移動のハンデのある方については、現在は車という移動手段がありますので、かなりいろんな支援が受けられる仕組みになっておりまして、要するに介護で税金の控除だけ、一般的に住民税、所得税の控除だけ受ける方と、それから実際に身体障害者手帳を持っている方との間には大きな差があるわけでありまして、特に日常生活で他人の介護を受けなければならないような方が本来受けられるそういう条件について、行政の側はやはり具体的に、少なくとも6級の手帳の所得なんていうのは、私は要支援であってもできる方が結構おるといふふうに考えておりますが、ぜひ手帳が取得できる人については取得できるような支援を積極的に進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 答えいたします。

先ほども私の方が申しましたように、要介護の方の中には、議員が言われますように、障害者の交付の対象となる方もたくさんお見えになると思いますので、今後はその方の御希望をお聞きしまして、手帳の交付の方の推進を指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） その際に、私自身の体験から申し上げましても、非常にいろんな問題があるんですね。障害者手帳の取得は大変難しくなっております。例えば弥富市内の病院に勤務されている先生方で、身体障害者手帳のいろんな分野、部位ごとがありますが、それを全部合わせて認可を県からいただいている先生は57人おります。ところが、そのうち47人は、海南病院と、それから外来診療を行わない海部共立の先生たちで、実際に開業医の皆さんでは10人しか許可を持っている方がお見えにならない。特に勤務医の先生たちは、過労死をするような深刻な状態がありますし、それから開業しておられる先生方も、なかなか医師の仕事というのは今大変な状態でありますのと、実際に大変時間も手間もかかる大変

なお仕事であります、診断書1枚が大体3,000円程度しか収入にならないという、全額自己負担であります、そういう状況もありまして、なかなか身体障害者手帳を物理的に書いていただくことができないような条件が広がっております。例えば海南病院の場合ですと、どこかの足の障害のある方が何とか障害者手帳をとということで先生にお願いをすると、あなたはきょう、どこの駐車場へとめてきたと。そうすると、あそこからここまで歩いてこれるなら手帳の対象になりませんというんですが、実際にはちょっと違うんですね。多分以前は、3級以上の身体障害者手帳なら医療費が無料になるので大変メリットがあったんですが、実際に足の障害の方なんかは、さっき申し上げましたように、自動車税の免除だとかいろいろなことがありますので、いただけるかどうかで大変大きな差があるのと税金の問題と、両方あります。

さらに、私の年代から、65歳を過ぎて50万ありました老年者控除がなくなったこともありまして、庶民増税が進む、あるいは介護保険なんかのいろんな負担が進む中で、税金がかかるかどうかということで急速に負担が膨らむ、そんなに収入が多くななくても、仕組みがありますので、こういう問題を解消していく上でも、高齢者が仮に軽い障害であっても、手帳が取得できるかどうかということは、実はその方の生活を支援する上で大変大きな意味がございしますが、実際の現場の状況はそういうふうになっております。

私ども、この間、実は海南病院のOBのある先生が、週に1回、ある医院の診察に出てくださっておって、割方暇だということで、実は初め私も事情を知らずにその先生に、海南病院の先生たちにもっと診断書を皆さんの求めに応じて書いてもらうように、大先輩の先生からお願いしてくれといって私はお願いしたんですよ、正直なことを言いますとね。すると、とてもそんな状態じゃないと。私は比較的暇なもんで、予約して来てもらえば、医院の方も協力してくれる仕組みになっておりますのでということで、多分弥富市が弥富町時代からやっております、在宅の方の訪問審査で身体障害者の診断書を書くというようなことも、ほとんどこの先生だけがやってくださっていたんですね。たまたまお亡くなりになって、そして今、本当に診断書を書いていただくことが、実際にかかりつけの自分のところの整形の患者さんの身体障害者も、さっき言ったような、6級だとか、5級だとか、あるいは4級ぐらいの手帳は出る人たちが結構おるんですが、以前は老年者控除もあったことから、税金なんかがあんまり変わらんということで、ほとんど利用されなかったんですが、今はやっぱりそういう状況じゃなくなってきておりまして、書いていただくメリットが非常にあるということが一つと、しかし現実にはなかなか書いていただけないと。私どもも、ぜひどなたかの先生にお願いして、そういう役割を果たしていただける方をどうしても探さないといかんというふうに思っておりますが、なかなか現状は厳しい。ぜひ医師会等にもお願いしていただいて、なるべく自分のところの患者について障害者手帳を出せる医師がおるところでは書いていた

だくようにお願いしていただきたいということが一つと、それから既に以前の病気やけがで一定の障害になっている人が行って書いていただけるような場所、さっき私が申し上げたような先生のような人がどこかの病院におっていただくと大変助かるんですが、こういうこともお考えいただきたいと思いますのと、どうしてもいかん場合は、江南市なんかがやっていたんですが、社会福祉協議会の車で健身会館に予約をして、そしてそこへ、特に所得が少なく、あるいは一定の障害があって自分でなかなか病院に行けないような人たちを連れていくとかということもやっておりまして、私も、さっき言った先生にお目にかかる以前は、ほとんど健身会館を随分以前ですが使っていたんですが、そういうことも含めて、かなり医師会の協力、行政のサポートというものがないとせっかくの制度が利用できない状況になっておりますので、この点でもひとつ御尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

医師の証明書につきましては、現制度により証明していただくよう、医師会とも必要な調整をさせていただきます。また、一步進んで、そういう指定医ができるかということも調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひよろしくお願いいたします。県の担当者にお目にかかったときも、障害福祉課に直接お邪魔してお話ししたら、もし足りないようでしたらふやすということも言うんですが、実際に海南病院の業務の状態や、それから外来の診察をやらない病院の人たちがたくさん持っていたても、なかなかこれは使えない仕組みになっておりますので、そのことも含めてぜひ努力をお願いして、次の質問に移ります。

国や県や市の制度を、特に高齢者やハンデを持っている方が利用していくという面で少し個別にお尋ねいたしますが、実は決算の打ち合わせをやっておりましたところ、ことしの10月1日から国民健康保険の一部負担金の免除や減額及び徴収猶予に関する取扱要綱が、従来の生活保護基準の1.1倍というのが1.15倍に拡大されて、貧困の状態が続き、前3ヵ月の収入がそれ以下の場合については自己負担分を全額免除すると。それから、それを超えて、従来は1.2倍まででありましたが、1.3倍までは2分の1に自己負担を減額する。それから、従来は1.2倍でありましたが、1.3倍を超え、1.4倍までは徴収猶予して、市が直接本人と分割だとか納付を相談してやっていくというふうに、大きく改善されることが今準備されておることがわかりました。これは、県の後期高齢者医療制度の中でやられたことと、この間、地方で市町村が協力しながら進めてきたことの中で、あるいは国自身も、せっかくこういう制度がありながら実際活用されていない中で、活用できる仕組みをきちんとつくろうということで、私どもは早くから、一日も早くこの制度をもっと実際に利用できるものにと

を求めてまいりましたが、いよいよ本格的に海部郡の市町村では、この10月1日から、国民健康保険の加入者についてそういう制度の適用を実施できるようにしていくということであり、またあわせて、そのときにお尋ねしたことなのですが、後期高齢者医療制度では、精神の1・2級の障害者、身体障害者手帳の1級から3級に相当する人たちに対しては、弥富市は早くから精神の障害、病気そのものについては、弥富町時代から助成制度をつくっていましたが、県の後期高齢者医療制度の方では、これも福祉給付金の対象にして無料にするということが既に始まっているようでございます。他の市町村でも、精神の病気で、しかも身障の3級に相当するようなところについては、そういう対象にして、一般疾病もというふうになっているところもありますが、県の制度として後期高齢者についてそういうことがやられる、それから今言われたような、かなり従来に比べると大幅な改善になる制度の実施に市町村が踏み出すときがありますので、精神の疾病についても、身障の3級までに該当するような障害者については一般疾病に移していくと。もともと3障害は同一の取り扱いにして国や県や市町村は支援をするというふうに基本法で定められておりますので、ぜひこの機会に、そうしたことについてもハンデを持った人たちが安心して活用できる仕組みに向けての改善を検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

助成制度の活用の支援をという御質問でございます。身体障害者手帳、それから療育手帳、精神障害者保健福祉手帳というものを交付するときには、市の心身障害者扶助料、それから精神障害者給付金、福祉タクシー料金助成制度などの説明をさせていただいております。また同時に、愛知県発行の福祉ガイドブックをお渡ししておりまして、その中にあります障害者に対する主な福祉施策一覧表には、肢体不自由、視覚障害、内部障害、知的障害、精神障害者などの障害区分別に、在宅重度障害者手当、自立支援医療、それからNHK受信料の免除など、どのような施策が受けられるのか、わかりやすく福祉施策の内容が記載されております。その方の障害区分に応じまして、わかりやすいようにマーカーをつけ、また該当する支援についての説明をさせていただき、申請漏れのないようにしております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

ただいま福祉課長から障害者の関係の方を説明いたしました。後期高齢者の給付金につきましては、窓口等で皆様がわかりやすいような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○**12番（三宮十五郎君）** 念のためにお尋ねしておきたいですし、まだ今の答弁で私の答弁に漏れていることもあわせてお願いしますが、一つは、国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱というのが平成19年10月1日につくられて、そういう方向に始まったんですが、このときに私どもと市側の間で一番問題になったのは、所得が激減した人のみであって、もともと所得の低い人について言うと、生活保護基準にのっとって定めてありますが、それは対象にしないと。そのこととあわせまして、その世帯の年間所得が33万円以下でなければならないということで、ほとんど適用されずに今日まで来たんですよ。先日、担当課に確認しましたところ、実際に今は市はそういう対応をしていないというふうにお答えになっておりますが、そういう理解でよろしいでしょうかということが1点。

それからもう一つは、先ほどの後期高齢者の皆さんに限ってですが、精神の病気について、身障の3級以上に相当する方については、一般疾病も含めて福祉給付金で対応するというふうになっているということでございますので、もともと障害者医療制度は県と市町村が共同でやってきた制度でありますので、後期でそういう形をとられるなら、ぜひ県とも相談をされて、一般、要するに65歳未満の方についても、先ほども申し上げましたが、3障害、身体障害、知的障害、精神障害を同一のものとして、日常生活やそういうものに一定の障害がある人たちについては支援するという基本法の立場から見ても、せっかく県が後期高齢でそういう対応をされるなら、一般の若年の方でもそういう対応をしていただくように、制度の改正について御尽力いただきたいということを質問したんですが、御回答がなかったもので、あわせてお願いいたします。

○**議長（伊藤正信君）** 平野民生部長。

○**民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君）** 第1点目の国保の減免につきましては、10月1日からの予定でございますが、前3ヵ月の収入が生活保護基準を下回る金額の方については減免の対象ということにいたします。

それから、65歳以上の障害者の支援につきましては、三宮議員が何をもって言われているのかちょっと理解に苦しむところがありますので、もう一度検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**議長（伊藤正信君）** 三宮議員。

○**12番（三宮十五郎君）** 何をもってって、私が保健年金課でお尋ねしたら、後期高齢者については福祉給付金で、今の身障の3級に相当する精神障害の人たち、要するに障害者福祉手帳の1級・2級に相当する人も、精神の病気だけじゃなくて、一般疾病も全額無料にする仕組みを既に始めておるということをお尋ねしましたので、もともと3障害を同一にということが、障害者基本法の、精神の障害も含めて制定された経緯でございまして、早くからこの問題は県の制度として確立するようにと、弥富市は独自に精神の障害だけは市の制度とし

てやってあって、最近は精神の障害については県や国の制度も含めて、精神の障害のみをやっておるんですね。だけど、後期でそういう形で始められたなら、ぜひこれは、もともと3障害一体という障害者基本法の趣旨に沿う立場でひとつ改善できるように制度改正を図りかけていただきたいと、こういう質問をさせていただいたんですが。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 福祉医療については、今、国保の方でやっている状況でございます。今の三宮議員の要望につきましては、今後検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひ本来の障害者基本法の趣旨に沿った対応が、愛知県も私は障害者医療に関しては本当に全国で最もすぐれたものだというふうに見ておりますので、そういう法の精神に沿ったものに近づけていくような御尽力を強くお願いいたします。

あまり時間がないので、あと国に対する市の対応ですね。冒頭にも申し上げましたが、一つは、あんまり小さい町ではそんなことはなかったわけではありますが、100歳を超えた人たちの所在がわからないとか、あるいは恐らくもっと下まで行けば、所在不明者はもっともっとたくさん出るだろうというふうに言われておりましたが、冒頭に申し上げましたように、老人福祉法で定められたような一人一人の支援台帳をつくるということが実際に行われておれば、あるいはそれに近いようなことができる状態なら考えられんことですよ。本当に国の仕組みが壊れてきている中で、これ以上の職員の削減をせずに、必要な人材を確保するための手だてをとっていただくこと。

さらに、障害者自立支援法につきましては、応益負担をなくしてほしいという障害者団体の強い要請もありまして、裁判もそういう方向で解決を図っていきましようという合意ができて和解しておりますが、実際には遅々として事が進んでいない。先ほども市長がおっしゃられたように、費用負担がどんどん市町村や国民にかかっていく。財源がないからといって、庶民に対して増税や、介護保険や後期高齢者医療制度を初めとして、本当に所得の低い人たちに対して耐えられないような負担が広がっておりますが、こうした問題を解決するためには、社会が作り出した富の配分をきちんと、もともと人が働いて、そして自分の生涯と、そして次世代の後継者を育てるだけの収入がきちんと得られる。そして、年金や社会保障制度の保険料がきちんと払えるような働き方をつくっていくことが問題の解決の一番基本となるというふうに私は思いますが、やはり裁判でも既にそういうことを約束して和解しております。障害者自立支援制度の応益負担を基本とした仕組みを改めて、能力に応じて負担をするという仕組みにしていく障害者団体との約束を一日も早く実施に移すこと、あるいは、この福祉という仕事は、本当に市や県の職員の皆さんが今でも大変な御苦勞をしながらやって

おりますが、もう手が回らない状態がどんどんどんどん広がってきていることが、最近のいろんな問題が発生してくる大きい原因になっておりますので、これ以上の人員削減を行わないことや人材の確保、さらにお年寄りの皆さんや障害のハンデを持っている人たちが仕事がないどころか、35歳以下の若者の半分以上が非正規雇用で、しかもその非正規雇用の人の7割が自分の収入だけでは生活できないというような深刻な事態になっております。市長は、国民健康保険の滞納が大変あるけれども、やはりこれはきちんと納めていただくようにというお話を先ほどされましたが、実際に今の収入や所得の状況からいいますと、同じ非課税世帯であつても大変大きな違いが実収入の上ではありますよね。そのところもきちんと見ていただいて、弥富市でも過年度の滞納につきましては強制的に取り立てない、一定の条件が整えばなかったことにするという制度も本年度から発足させておりますが、そういう違いもあつて、さっきの質問の中でも申し上げましたが、国民健康保険なんかは、他の社会保険制度に入れない人たちを無条件に市町村が受け入れてやっていく制度であり、特に高齢者の皆さんなんか、ほとんどここへ入ってくる仕組みになっておるわけでありましたが、そういうことを考えますと、当然支払い能力のない人たちいっぱい入ってくるわけでありますから、さきにも市長がおっしゃられましたように、そういう人を抱える制度であるなら、国が必要な負担をしていただく仕組みをきちんとつくっていただく。そういう制度の改正をしていただくことを通じて、市町村に負わされている諸課題がきちんと果たせる。高齢者や障害者の皆さん、とりわけハンデを抱えた皆さんが安心して暮らせるまちにしていく土台というのは、やはりどれだけ国がその責任を果たしていただくかということも大変大きな比重を占めることでありますので、ぜひ先ほど申し上げた立場で、国に制度の改善や努力を強く要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今、本当に社会保障の問題等については、もう既に待ったなしというような状況のものがいろんな分野においてあるわけでございます。しかし、国民一人一人は、権利・義務という形の中でやはり義務の履行もしていかなきゃいけないことは言うまでもございません。そうした中で、個人個人が果たしていくべき責任というものをやはり明確にもしておきたいわけでございます。また、私どもといたしましては、さまざまな社会保障の問題につきまして、県あるいは国の方に対してはいろんな角度から要望してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それぞれの人たちが、それぞれの立場で、それぞれの役割をきちんと果たしてもらわなきゃならんという市長の今おっしゃられることは全くそのとおりだと

と思いますが、問題は、実収入が生活保護基準を割り込むような人たちが、今、全国平均で見ると、生活保護を受けている人の大体五、六倍いるという実態の中で、国もようやく、法律としてはあったやつを慌てて全国的に実施できるようにということで、国民健康保険なんかの医療費の減額や免除の仕組み、それからもう一つは、実際に支払い能力のない人たちに対する税金を減額や免除するということについても、弥富市も本年度から踏み出してくださったわけでありますので、やはり支払い能力によって負担をしていただく。それから、課税も可能な限り、例えば国民健康保険につきましても、新年度から低所得者向けの、弥富市の場合、所得の低い人たちが比較的高くなっているものについては新年度に改正するということをして既に約束していただいておりますが、そういう支払い能力に応じて負担をするという仕組み、特に生活保護基準に近いような人たちがふえてきている中で、ここはきちんとある程度見ていただいているということについては私も理解をしておりますが、みんなが負担をする制度であると同時に、負担できない人については減額や免除するという仕組みが、ようやく国も含めた仕組みとして動き出しておりますので、このことについても十分御留意いただいて進めていただきたいということを強く要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） ただいま約1時間ほど質問いただきましたので、ここで暫時休憩をいたしまして、11時5分から会議を開きます。

では、休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いいたします。

○2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目にヒブ予防ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお尋ねをいたします。

乳幼児の髄膜炎など重い感染症を起こす細菌性髄膜炎の予防ワクチンでございますが、以前からこの髄膜炎の後遺症を持つ親の会が早期承認を訴え続け、ヒブワクチンにつきましてはやっと2007年1月に製造を承認されたという、皆さんが待ちに待った承認でございました。そして、翌2008年12月から予防ワクチンの接種が始まりました。ヒブワクチンは、世界保健機構が1998年に定期予防接種を推進し、100ヵ国以上で使われたにもかかわらず、先進国である日本は導入されていませんでした。

細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が入り、炎症を起こす病気で、発症年齢は生後3ヵ月



から5歳ごろまでに多いとされています。国内では年間1,000人近くの小児に罹患し、重症化して約5%が死亡、救命できても約25%の方に難聴や言語障害、また運動障害などの後遺症が残ると言われています。このヒブワクチンの接種は、生後2ヵ月から7ヵ月未満で1回、その一、二ヵ月後の間隔で2回接種をし、それからまた1年後に1回と、合計4回の接種を行うことになります。接種費用は1回7,000円から9,000円程度で、これを最大4回の接種とすれば、大変高額な負担をすることになります。髄膜炎の症状は風邪に似ていて、病気の進行が非常に速く、朝は風邪を引いたようだと思っても、夕方には髄膜炎と診断されることがあるそうです。耐性菌がふえて治療が難しい例もあるとされ、ワクチンで防ぐしかないのが現状であります。

障害に苦しむ患者さん、またその親や家族の訴えが、近年、新聞やテレビなどでよく報道されています。こうした病気の症例は、その患者さんや親の訴え、そして患者さんの状況、どのような障害が出ているのか、親御さんがどう苦しんでおられるのか、また毎日の生活の中で子供とお母さん、また周りの人たちがどういう思いをしながら子育てをしておられるのかなど、報道を見て、また実際に話を聞く中で初めて知ることも多くありました。一日も早いワクチンの承認、そして販売をと、家族の方々の切実な思いで厚生労働省に要望を提出し、訴え続けるなど、長い長い道のりがあって、やっとワクチンが接種されるようになった経緯がございます。

ある若いお母さんですが、ヒブワクチンがあるということを知り、本当は接種したいと思ったけれども、費用が高くて、今の生活状況ではとても厳しくて接種はやめましたと言っておられました。また、ワクチンのことも、こうした病気がワクチンで防げることも知らなかったという方もいらっしゃいました。しかし、今やテレビ、また新聞等で報道され、紹介をされるようになり、やはり心配だから接種したい、また必要だというお母さんたちの声も多く聞かれるようになり、私も御相談を受けるわけでございますが、そこで初めに、こうした予防ワクチンについて住民の方々から問い合わせや御相談があるかと思いますが、いかがでしょうか。例えば弥富市では接種費用は幾らかかるんですかとか、また既に接種を受けられた人の人数であったりとか、接種を受けるにはどうしたらいいのかなどと、ほかにもあるようでしたら具体的な状況を教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

ヒブワクチンにつきましては、平成20年12月から販売され、接種可能になったワクチンですが、ヒブによる感染症は、乳幼児に化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎などの重い全身感染症や、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎など気道感染症も起こします。日本では年間600人が発症し、そのうち約30人が死亡、約150人に重い後遺症が残ります。

質問でございますが、このワクチンについての問い合わせということでございますが、数件ありました。内容については、何歳ぐらいから打てるのか、また何回打つのかといったような内容でございました。

接種費用につきましては、議員は先ほど7,000円から9,000円ぐらいというお話でございましたが、医療機関に尋ねますと、おおむね七、八千円だろうというようなことを聞いております。

次に、接種を受けた人数でございますが、これにつきましては、現在、各個人が直接医療機関へ行かれて接種をされるということで、市としましては、その人数は掌握しておりません。

どうしたらいいかということでございますが、今申し上げましたように任意接種ということで、これを接種される医療機関へ尋ねられて、それで直接行っていただいて接種を受けていただくということになります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ワクチンにつきましては任意の接種であるために、親の経済力や情報の有無で子供の健康や成長に大きく差ができてしまうという厳しい指摘もされております。これは埼玉県の久喜市ですけれども、「ヒブ髄膜炎って何？」といった小冊子が病院の待合室に置かれてあるそうです。そこで、弥富市におかれましても、病院や母親教室などで細菌性髄膜炎の正確な情報をより多くのお母さんたちに知っていただくための工夫で周知を図っていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

病院や母親教室でということでございますが、このワクチンの内容等を何らかの形で市民の皆さんに知っていただくということで、いろんな方法を考えたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。小冊子やそういうパンフレットを利用していただいて、皆さんが目にしやすい身近なところに置いていただくということもそうですし、また弥富市のホームページなんかにも掲載していただければなあということも思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、細菌性髄膜炎の原因となる菌は、ヒブ菌が5割から6割で、ヒブに次いで肺炎球菌が2割を占めています。この肺炎球菌は、その名のとおり、肺炎の原因となる細菌ですが、乳児では肺炎だけではなく、髄膜炎、急性中耳炎、菌血症などといった重症な細菌感染の原因になります。日本ではなかなか承認がされなかったのですが、2008年のヒブワクチンに次

いで、小児用肺炎球菌ワクチンは、ことし2010年の2月によりやく販売されることになりました。小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数が4回から1回と異なりますが、1回が1万円近くの費用で、いずれにせよ自己負担は高額なものになります。細菌性髄膜炎などの病気から子供を守る予防ワクチン、こうしたワクチンの接種は任意のため、全額自己負担が原則ではございますが、経済的負担を軽減するため公費助成に取り組む自治体が広がっていることが厚生労働省の調査で明らかになりました。調査は、ことし3月、厚労省が都道府県を通じて全市区町村を対象に実施し、定期や任意を含む予防接種への公費助成の状況などについて、1,744の市区町村から回答を得ての集計結果によりますと、子供の細菌性髄膜炎の原因となるヒブ予防ワクチンについて公費助成を行う自治体は204の自治体であり、全体の11.7%に上ります。公費助成を始めた市区町村は、接種が始まったときの2008年度ではたった四つの自治体だったのですが、翌2009年度には57の自治体に、そして2010年度には143の自治体にと急増しております。助成をされる金額も、3,000円から4,000円未満とする自治体が44.1%を占めております。また、ヒブに次いで細菌性髄膜炎の原因となっている肺炎球菌の小児用予防ワクチンに公費助成を行う市区町村は、11の自治体であります。うち36.4%の自治体の助成額が5,000円以上となっております。

私たち公明党は、国会議員や地方議員が連携し、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、またHPVワクチンなどの予防接種への公費助成を訴えてまいりました。こうした取り組みにより、例えば東京都や兵庫県は、管内の自治体がヒブワクチンの予防接種に対して公的助成を行う場合、その費用を補助する独自の支援策を展開しておりますし、肺炎球菌については東京都千代田区などが助成を行っています。また、県下名古屋市においては、ヒブワクチン、そして小児用肺炎球菌ワクチンともに、今年度10月より半額を助成すると聞いております。そこで、来年の予算編成に当たって、こうした地方自治体に広がる予防ワクチンの助成について、我が弥富市も積極的に取り組むべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員の御質問にお答え申し上げます。

その前に、ワクチンについて少しお話をさせていただきたいわけでございますけれども、先日、海南病院の山本院長に大変お忙しい時間を割いていただきまして、ワクチンについて少し勉強させていただきました。

院長によりますと、日本のワクチンに対する開発は、先進国アメリカ、ヨーロッパに比較すると20年はおくれてしまったというふうに言われました。まさに「ワクチン・タイムラグ」という言葉があるそうでございます。昭和の末期から平成にかけてのワクチンによる副作用ということが大変大きな社会的な問題になったからでございます。厚労省としては、こ

の問題からどのように責任を回避するかということも、例えば薬害エイズの問題等々において、そのことがあらわれておるわけでございます。また、そうした中で、厚労省としてもワクチンに対する慎重さが芽生えたというような状況であるわけです。しかしながら、昨年の新型インフルエンザの大流行によって、そのワクチンの必要性和国民の認識が大きく変わったというふうにおっしゃいました。いわゆるワクチンの抗体に対する、感染ということに対する予防をしっかりと押さえていかなきゃいかんということが国民の意識の中にもしっかりと、安心・安全という状況の中での認識が大きくなってきたわけでございます。

先ほど言いましたように、20年おくらせてしまったという理由で、日本のメーカー、特に武田薬品であるとか、あるいは第一三共というのが、このワクチンの開発の大手のメーカーだそうでございますけれども、一たんは引いてしまったわけでございます。しかしながら、先ほど言いました、いわゆる新型インフルエンザの流行というような状況の中で、再度、新しいワクチンの開発ということが急務であると今言われておるわけでございます。今後においては、国内外を問わず、ワクチンの開発ということに対して、日本のマーケットに対して多くのメーカーが参入してくるだろうというふうに言われておるわけでございます。

そういうような状況の中で、次から次にワクチンに対する開発が行われてくるだろうという予測をしているわけでございます。私ども自治体としては、さまざまな病気の感染を食い止めていかなきゃいかんということで、そのワクチンに対する必要性は十分認めるものでございますけれども、一方では財源負担が大きな負担としてあるわけでございます。そういう状況の中で、それぞれのケースについて考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

先ほど所管の方から、ヒブワクチン、あるいは小児用の肺炎球菌については説明をさせていただきました。1回の接種料であるとか、対象年齢であるとか、あるいは何回接種したら効果が出るかというようなところについてお話をさせていただいたところでございます。そしてまた、議員の方においても、これは欧米先進国では国の責任において実施をしておるとい話がございましたように、私も、そのように考えるのが普通であろう。予防接種法を改正してでも任意接種から定期接種に変えていく、これぐらいの勇気がないと、なかなかこういったようなものについては徹底できないというふうに思うわけでございます。しかし、一概にそこまでは、なかなか現実としては厳しいだろうということも予測されます。私どもとしては、子供さんたちでございますので、この重症リスクを回避するために一定の支援ができないかということ、今後、医師会、あるいは他の市町村ともよく協議を図りながら考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

一つの例として、補助案として考えておるのが、ヒブワクチン、2歳未満、今対象は弥富市は800人ほどお見えになるわけでございますが、接種率が60%として、1回の接種費用が

8,000円という形で計算しますと、1,000円例えば補助をするというような状況におきましては、約200万円の補助金となるわけでございます。そうした形で回数を掛け合わせていただければ大変な補助金額になるということも、一方では御理解も賜りたいと思っております。

しかしながら、繰り返しますけれども、子供さんたちの重症リスクを避けていかなきゃいかんという前提に立ちまして、一定の支援ができるよう考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） さきに申し上げましたように、全市区町村で今年度、ヒブワクチンでは143の自治体、そして小児用肺炎球菌ワクチンでも11の自治体が既に公費助成を始めているわけですし、髄膜炎から子供たちを守るために早期に、せめて全国平均の補助でヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンに経済的な負担なく接種が行われますように、ただいま市長から御答弁をいただきました、国の事業としても要望していただきたいと思ひますし、また一定の支援ができるように、医師会との協議をして進めていかれるということでございますので、ぜひともお願いを申し上げまして、安心してみんなが子育てができる環境づくりのために早期の実現を切にお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思ひます。

2点目に、乳がん、子宮頸がんの検診クーポン継続実施についてお伺いをいたします。

若い女性にふえている子宮頸がんは、主に性交渉によって感染するヒトパピローマウイルスが原因で起こる病気で、日本では年間1万人以上が発症し、3,500人ほどが命を落としていると推計されています。ワクチンは、このHPVの種類の中でも子宮頸がん発症の原因の約7割を占めていると言われる16型と18型のウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できるとされています。例えば日本で12歳の女子全員にワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発生を年間73%も減らすことができるとの試算もあるほどです。そうした効果から、このワクチンは世界100ヵ国以上で承認をされ、その多くの国々で、主に10代の女性を接種対象に公費助成が進んでおります。日本では2009年10月に承認をされ、同じく12月から販売が開始をされました。こうした動きと連動して、ワクチン接種に公費助成を行う自治体は、ことしの6月現在の厚労省の調査で114の自治体にまでふえているそうであります。名古屋市では、今年度において10月より、中学1年と2年生を対象に全額無料で接種を行うと聞いております。我が弥富市におきましても、子宮頸がんワクチンの接種に対し23年度より、対象年齢など国との整合性、方針などの詳細を見きわめた上で助成事業を実施する予定であることを、さきの全員協議会で発表していただきました。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。23年度からの子宮頸がんワクチンの助成事業でございませう。実施の方向でお示しをしてくださいましたが、我が市も手厚い助成をしていただきたいと思ひますが、現時点において市はどのような方向性で実施をするお考えな

のかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

子宮頸がんワクチンの助成につきましては、さきの6月議会でも議員の方から御質問をいただいたところでございます。そして、私どもといたしましては、今、この子宮頸がんにかかられる方が、20代、30代という若い女性が病に冒されるというようなことがあるわけでございます。そうした中で、早くこれはしっかりとした助成をして、接種をしていただきたいということを考えたわけでございます。そして、今年度、この9月補正を皆様にお示しさせていただきました、10月から開始をする予定でございました。先ほど議員の方からもお話がございましたように、厚生労働大臣が過日、この子宮頸がんワクチンについては来年度の予算に計上するという形で、150億という金額まで示されたわけでございます。まだ具体的には、対象年齢をどういう形にするか、あるいは1人当たりの補助金額をどういう形にしていこうかということは具体的にはなっておりませんけれども、いずれにしても国が約束されたことでございます。このワクチンの接種事業におきましては、当然県の方も何らかの動きを示されるのではないかなというふうにも思っております。そうした中で、国、県、市町村というような状況で負担し合って助成する仕組みを私は想定させていただきました。そういう状況の中で、大変申しわけございませんでしたけれども、この10月開始ということを経年の春という形で延ばさせていただいたわけでございます。国、県、あるいは市町村という役割分担がしっかりと明確になった場合に、市としても、この子宮頸がんワクチンに対する補助は実施をさせていただきます。予算に組み込んでいきたいというふうに思っているわけでございます。

1回の補助額につきましては今検討中でございまして、まだ定かにするわけにはいきませんが、基本としては、何とか3分の1の助成はできないだろうかということを考えておるわけでございますが、先ほどもお話をさせていただいたように、国、県の動向を見ていかないといけないと思っているところでございます。

しかし、先ほども私が答弁をさせていただいたように、このような子宮頸がんワクチンは、もう任意接種ではなくて、まさに定期接種に移行すべきだということを強く国の方は考えていただきたい。若い女性がこのような病にかかられて、ますます少子化に拍車をかけるというようなことにもなりかねないわけでございます。そうした状況の中で予防接種法を改正し、いわゆる国の定期予防接種という形で、他の定期接種と同じような考え方をこの子宮頸がんワクチンについては持つべきだろうということを強く思う次第でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 以前から私もワクチンへの公費助成を訴えてまいりましたので、今

後の市の取り組みに対しまして非常に期待をしているところでございます。子宮頸がんは、発症原因が唯一わかっているがんであり、それゆえほかのがんとは異なり、ワクチンと定期検診の両輪によってほぼ予防ができるとも言われています。この定期検診につきましては、国の緊急経済対策の一環として、2009年度より乳がんと子宮頸がんの検診無料クーポン事業が実施をされ、検診率の向上に寄与されたかと思えます。また、我が弥富市は、昨年同様、引き続き今年度も無料クーポンを発行し、検診への取り組みをしていただいております。しかし、受診ができる対象年齢が、子宮頸がんは20歳から40歳、乳がんは40歳から60歳と5歳刻みに当たる方であり、どちらも年齢対象外で受診ができない方々のためには、最低5年は継続をしていただくことで皆さんが平等に受診ができるかと思えます。

そこで、市独自の健康推進事業といたしまして、乳がん、子宮頸がんの検診のクーポンの継続実施をしていただきたく、我が市も子宮頸がんゼロへの挑戦をすべきだと考えますが、いかがでしょうか、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

この検診につきましては、今議員がおっしゃられましたように、平成21年度より国の緊急経済対策の一環として、がんの早期発見・早期治療を目的に、受診率の向上を図るため、節目年齢の女性に対しクーポン券を郵送し、乳がん、子宮頸がんの検診を無料で受けていただく事業が開始されました。平成21年度は全額国の補助でありましたが、22年度につきましては2分の1に変更されました。23年度以降については現在未定であります。

21年度のクーポン券による乳がん検診の実績であります。対象者は、40、45、50、55、60歳と5歳刻みで60歳まで1,505名対象でありまして、受診された方が419人、受診率にしては27.8%でありました。子宮頸がんにつきましては、対象者は、20、25、30、35、40歳の方1,512人の対象者に対し、受診者371人で、受診率は24.5%でありました。当市としましては、国の定めた節目年齢が5歳刻みであるため、少なくとも5年間事業を継続できるよう、市長会等を通じ、国に23年度以降の財政措置を要望しているところであり、国の支援に沿った形で来年度も行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。

確かに、国の補助としてクーポン券の事業に対しましては21年度は100%ございまして、22年度が50%に減りましたけれども、市はその2分の1を補助していただいて、応援をしていただいているところでございます。ただいまの御答弁の中で、23年度以降は国に財政措置を要望していくということでございますが、国の支援に沿った形ということでございますが、例えば国のその財政措置がなくなった場合は事業を行わないということでございましょうか、

お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

市としましては、5歳刻みの乳がん検診、子宮頸がん検診につきまして、5年間継続しないと不公平が生じることとなりますので、何らかの形で、市独自で平成25年度まで継続したいと考えております。この場合につきましては、検診システムの見直し、費用の削減を図った形で行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 大変前向きな御答弁をいただきました。5年間継続でございますので、来年度から3年間、平成25年までの継続ということでございます。ぜひとも事業を進めていただくことを強くお願いいたします。

また、日本は世界有数のがん大国であり、がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画では2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げています。無料クーポンでは少しは検診率が上がっても、全国平均は24.5%で、国が目指す50%にはほど遠いのが現実でございます。検診について身近な女性にさまざま聞いてみますと、忙しくて時間がない、また恥ずかしいからちゅうちょしてしまうという方、そしてまた面倒だからとか、私は健康だから必要がないのという方もいらっしゃいました。そして、別途費用がかかるみたいだからと理由もさまざまでございますが、一方、無料クーポンを手にしたことで、クーポン券に後押しされ、受診をした結果、がんの早期発見で治療することができ、今、本当に元気に生活を送っていらっしゃる方の感謝の声も聞いております。この国の受診率50%以上という目標年次まであと1年半でございますが、こうした声を受けて、当局は、今後、受診率向上対策への取り組みについてどうお考えでいらっしゃいますか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 受診率向上の取り組みということでございますが、乳がん、子宮頸がんを初め、当市で行っております各種がん検診につきましては、多くの市民に受診していただくため、がん検診のチラシの全戸配布、またホームページの掲載、広報の掲載を毎年行っております。今年度につきましては、回覧でのPRや、市の各施設にビラを置かせていただいたり、また商工会を通じてビラを配布していただいたりしました。また、福寿会にもビラの配布をお願いしました。来年度からも、これらの方法を中心に、受診率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

また、仕組みについては、がん検診につきましては海部統一の事業になっております。海部郡の市町村といろいろ相談しながら、よりよい仕組みをまた考えていきたいと考えており



ます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 特に予防できる唯一のがんが子宮頸がんであり、検診とワクチン接種を併用することでほぼ100%発見ができ、そして予防ができるとされております。日本では年間3,500人もの女性が亡くなり、1万人以上の方が罹患すると言われております。また、国は、12歳の女性へのワクチン一斉接種に必要な費用は210億円とされる一方、罹患者をなくすことで節約できる医療費は約400億円に上るとの試算も紹介をされております。このように、医療費節約のためにも、また女性の健康と生活を守るために、一人でも多くの市民がワクチン接種、並びに検診が受けられるように、今後しっかりと取り組んでいただきますことを切にお願いし、要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 次に山本芳照議員、お願いいたします。

○9番（山本芳照君） 9番 山本です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、服部市政が誕生して3年と9ヵ月が経過しようとしております。市長が掲げてきた市政の充実についてお伺いをいたします。

職員のあいさつ運動については、市民の皆様により市役所が愛され、親しまれ、利用しやすい市役所づくりの一環として職員のあいさつ運動が実施されてきましたが、その結果どのような成果があったのか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

行政の推進に際して、私ども職員の立場ということにおいて、大変いい御質問をいただいたなあというふうに思うわけですが、私は就任以来、行政運営の推進の基本的な考え方として、一つは、市民と協働によるまちづくりをしっかりと進めていこう。そして一つは、情報の共有化をした市政、いわゆるオープンな市政をしていこうということ、そしてまたもう一つは、先ほどお話をいただきました職員のあいさつということを基本にしながら、市役所とはという形の中で、市民のために役に立つところでなければならないという形で、職員の意識改革を常に求めてまいりました。

職員の意識改革の基本は、私はやはりあいさつにあるというふうに思っているわけですが、市役所に来庁していただきまして、いろんな形で私ども職員と接していただくわけですが、そのときに気持ちのいいあいさつで始まれば、やはり気持ちも和らぐわけですが、また、職員間同士のあいさつにおいてもしかりでございます。先輩・後輩という立場があっても、あいさつということは上下関係を本当に密にしていってほしいわけですが、山本議員のおっしゃるような運動という大それたことはしておるわけではございません。今、市民の皆様から、3年9ヵ月になりまして、少しは変わったかなあという形で一定の評

価をいただいているところだと思っています。まだまだ我々として、市民の皆様にとってやっていかなきゃならないこと、あるいは市民の皆様の期待にこたえていかなきゃならないことが課題として山積しているわけでございます。今後も、議員各位を含めまして、職員の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げたいと思います。

もう一つは、私は、あいさつという形に対する基本的な意識改革という状況の中で、職員として考えていただきたいことを常に提案してまいりました。この仕事を選択した自分に誇りと自信を持ちなさいということでございます。これは、しっかりとした誇り、そしてしっかりとした自信を持つことにおいて市民の負託にこたえていけるだろうと思うわけでございます。多くの知識、あるいは技術というものを習得することにおいて、自分自身に自信ができるわけです。そうした形で自分自身に対するモチベーションを高めていただきたいと思います。現状としては、刻々と変わる社会保障制度の改変問題、あるいは開発部門等においては設計であるとか、あるいは施工に対する技術的な問題をきっちと掌握しているということは大変重要なことでございます。また、地方自治をつかさどっているわけでございますので、地方自治法に対する理解と解釈といったことをしっかりと職員として勉強していかなきゃならないというふうに思っております。まさにそういったことの知識の積み重ねが、先ほども言いましたように、市民との信頼関係の構築につながり、あるいは市民サービスに大きくつながっていくと思っております。今後とも議員各位の御指導をいただきながら、本当に職員として頑張っていけるように、リーダーシップをさらに発揮していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 毎日のことでありますけど、やはり一日の朝の起きたときのあいさつというのは大事なことだし、お互い声をかけ合うことによって人間関係が芽生えてくる。物の見方、考え方も変わってくるだろうというふうに思いますので、ぜひこれからも継続してあいさつ運動はきちとやっていただきたいなあとというふうに思っています。私も昭和59年にこの弥富の方に引っ越してきました、小学校のスローガンを見たとき、もう既に小学校では「オアシス」というスローガンで、「おはよう」「ありがとう」それから「失礼します」「すみません」、これが実行されていたわけであります。小学校でも既にそんな時代から実施されておりますので、役所の方もぜひ今のあいさつ運動は継続してやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、職員の指示系統の簡素化についてお伺いをいたします。

従来行われていた方法と今回取り組んだ方法との違いについて、具体的にどのような取り組みがされ、どのように実施されてきたのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** 山本議員にお答え申し上げます。

職員の指示系統の簡素化についてということにつきましては、平成20年度から、柔軟に対応できる組織づくりを目指しました組織機構の改革の一つとしてグループ制を導入いたしております。このグループ制につきましては、細かく申し上げますと、職員階層を従来の7階層の部長、次長、課長、主幹、課長補佐、係長、係員という階層から、5階層、部長、次長、課長、グループリーダー、係員ということで、意思決定の簡素化と責任・権限の明確化を図りまして、実務上の権限をより下位に移譲することによりまして、迅速かつ機動的な業務執行を目指したものでございます。

この取り組みの成果といたしましては、1業務当たりの意思決定、事務処理のスピードというのは極めて速くなったということと、職員の業務に対する目的意識につきましても高まったこと、また主幹、課長補佐、主査クラスの中間管理職への登用へのスピードも速めることができた。また、職員のモチベーション向上も促進ができたものと考えております。以上でございます。

○**議長（伊藤正信君）** 山本議員。

○**9番（山本芳照君）** グループ化することになって、時間短縮、意思の疎通の決定が早くなったということでありまして、こういったグループ化に伴って、例えば月に一、二回程度、グループ化の中の会合というのは開催されているのでしょうか。

○**議長（伊藤正信君）** 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** グループ単位ということではございませんが、毎日、始業前に各課で全員でミーティングを行っており、一人一人からの意見・提案等を課長が把握しまして、課長会というのが毎月2回ございますが、そういった場での提案等もございます。以上でございます。

○**議長（伊藤正信君）** 山本議員。

○**9番（山本芳照君）** 市民が役所に行ったときに待たされる時間が長いとか、いろいろ不満も出てきておりましたけど、そういったグループ化に伴って業務がスムーズに回るようになったというのは大変いいことでありますので、ぜひ継続して、市民が喜ぶ市政づくりにぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、職員の教育についてお伺いをいたします。

職員の皆さんの1年間の教育時間は何時間で、また所属部署の異動が発生したときの教育時間は何時間ぐらいとって部署の変更が行われているのか、お答えください。

○**議長（伊藤正信君）** 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** 職員の教育につきましては、職員研修という方法で、年間の日程、研修内容の事前通知によりまして、職員が研修に参加しやすい職場環境をつくっておるとい

うことですが、議員がおっしゃられるように、配置した部署部署によってやはり研修内容も変わってきますので、何時間という時間で決めておるものではございません。

また、平成20年度からでございますが、愛知県へ実務研修生ということで職員を派遣しております。これも、人事交流を通じまして行政の対応能力の向上、広い視野を持つ人材の育成と組織運営の活性化を図っておるところでございます。また、受け身ではなくて、自分自身に対する向上心による能力開発というのがとても重要でございますので、自己啓発の取り組みを図ってまいりたいと考えております。このような人的交流につきましては、嘱託職員の採用、また自治大学校への派遣、これは毎年1名送っております。それと職員研修、自己啓発などにも力を注ぎ、人材の育成を図っておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 職員の教育に対する時間を、職員1年当たり例えば2時間とか3時間とか6時間とか決めながら、部署の配置転換があったときにも一、二時間の教育時間も私は必要であると思うし、そういうことを含めて、市役所として年間職員に対する教育時間はこれだけとっていますよと。例えば法改正があったり、地方自治の改正があったり、またそれなりに勉強しなきゃならないだろうというときには、市民の皆さんに市の職員はこれだけ勉強していますよということも私は明らかにした方がいいんじゃないかなあというふうに思いましたので、この質問をさせていただきましたので、お答えください。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 職員の研修についての御質問をちょうだいいたしました。

職員の研修につきましては、各階層ごとに研修を行っております。これは、先ほど部長が5階層の職員の階級があるというふうに申し上げましたけれども、その階級ごとに職員の研修を、これはすべての職員に行っております。それから専門研修でございますけれども、税なり、民生なり、それぞれの部署ごとに専門の研修を、それぞれの研修期間に出して行っております。そうしたことから、1年に何時間ということは具体的に申し上げることはできませんけれども、この階層に行くまでにはこれだけの研修を終えておくというような定めの中で研修を進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 教育は大変重要なことでありますので、ぜひこれからも見直しを図りながら、職員の教育には努力をしていただきたいと思います。

次に、先日放映されましたNHKの全国放送、「鶴瓶の家族に乾杯」を見て、どのように受けとめられたのか。特に弥富の特産品でありますお米「あいちのかおり」、金魚、文鳥などについて今後どのような取り組みを考えているのか、お答えをお願いしたいと思います。特産品というのは、その地方が生み出した、やはり弥富市のブランド商品であります。この

ブランド商品を守るということは、大変私は重要なことではないかなというふうに思っています。確かに生産者の高齢化、後継者づくり、それからどのようにしたら利潤が上がるのか、この利潤の確保を含めて問題は山積みかと思えますけれど、行政として特産品に対する考え方はどのような考え方を持って、今後どのように対処していこうと考えているのか、少しお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

NHKの全国放送「鶴瓶の家族に乾杯」という番組が、まさにゴールデンタイム、2週に分けて放映をしていただきました。NHKさんの御厚意に対して心から感謝すると同時に、御出演いただきました金魚の大好きな中村玉緒さんにもお礼を申し上げたいところでございます。また、この番組につきまして、市民の皆さんも楽しんでいただいたのではないかなあというふうに思うわけでございます。

議員御承知のように、いかんせん、この番組はぶっつけ本番ということで、そのぶっつけ本番がこの番組の売りということになっているわけでございます。私どもといたしましては、事前にもう少し御案内をいただいたり、そんなような形でNHKさんと打ち合わせをさせていただくような時間があれば、また違った、いろんな形での弥富市をPRできたかなあというふうに思うわけでございますけれども、なかなかそういうわけにはまいりませんでした。出演された方に対しても心から感謝を申し上げたいと思うわけでございます。しかし、全国放送ということで、いろんな御意見、おしかりの言葉もいただきました。やはり毎日が本当に大事だなあということを痛感したわけでございます。

議員御指摘の特産品の維持、あるいは継続についてという御質問でございます。

弥富の地場産業である金魚養殖は、日本一の生産高を誇るとともに、流通拠点としても我が国の有数な市場を形成しているわけでございます。しかし、昨今、いわゆる担い手の減少であるとか、生産者の高齢化、あるいは後継者不足というようなことが一段と進んでおる状況であることには変わりございません。5年前の比較を申し上げますと、例えば生産者である組合員の数も、あるいは生産高における売り上げといった形においても、5年前と今日とでは約30%近く減少しているというふうに聞いております。しかしながら、長い歴史と伝統の中で日本一の生産高、そして流通拠点をしっかりと今も持って、守っていただいているわけでございます。私どもといたしましては、組合といろいろなお話をさせていただきながら、その振興策を考えるところでございます。組合といたしましても、生産性の向上をどうしていくか、あるいは担い手の育成としてどうしていくかということもお考えいただき、さらなる金魚の高品質化といった中で付加価値の高い金魚生産をどうしていくかということは、やはりこれからも真摯に取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

そういった生産者、あるいは弥富のそういった特産品をどのような形でPRしていかなくゃならないかということでございますけれども、今は農政課だとか、あるいは商工労政課の中でこういった地場産業であるとか、農産物であるとか、あるいは歴史民俗資料館では教育の所管という形で、さまざまに私どもの文化的な、歴史的なものをPRするということが各所管にまたがっておるわけでございます。そうした中で、今私は、この辺の問題を解決していかなくゃならないということで、来年度からの組織改編ということで考えておるところでございまして、弥富市の一つの組織として観光課を設置していきたいというふうに思っております。観光課ですべての地場産業であるとか、あるいは農産物のPRであるとか、歴史的・文化的なそういった遺産についてもっとしっかりとPRをしていくということが、今、もう一度大事な時期になってきているのではないかなあと強く感じておるわけでございます。そうした中で、各方面でPR活動をしていただいているさまざまな団体、あるいはボランティアの方とも連携をしながら、来年、観光課という新しいセクションを設けて弥富市をPRしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） すみません、山本議員、質問中でありまして、12時になりましたので、ここで暫時休憩をして、再開後、質問を受けます。

では、ただいまから休憩をいたします。再開は1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本議員。

○9番（山本芳照君） では、午前中の質問に引き続き、特産品の関係についてお伺いをさせていただきます。

先ほど市長の方から、観光課の設置も考えながら、特産品についての取り扱いについては、これからまた勉強していただきたいなというふうに思っています。

私が考えるには、例えば弥富の金魚の関係でありますと、金魚の飼育法についてはいろいろ本とかパンフレットが出ていますけど、今度観光課を設置されれば、ぜひ金魚、それから文鳥の飼育方法について、例えば今でいうDVD、ビデオの時代も終わりましたので、こんなものを低価格で作成しながら、金魚はこのDVDを見ながら勉強していただければ、金魚は約30年ぐらい生きるというふうに言われておりますので、30年も生きてくれればかわいい

ペットになろうかと思しますので、そんなものを観光課で低価格で、1枚例えば100円か200円ぐらいで金魚の飼育の方法、それから文鳥の飼育の方法を一体のものにして販売をすれば、金魚を買うときにこのDVDをつけながら、文鳥を買うときには、このDVDをつけながら一緒に買うことができるよということも考えてみたらどうかなあというふうに思っております。

また小学校では、金魚、小鳥の飼育がそれぞれの小学校で行われております。先日も堀岡議員の方から学校でウサギをという、一部議員の参加による勉強会も行われております。子供たちは、そういった小動物を飼うことによって命の大切さを学び、教育の一環としての生きた教材として活用されるのではないのか。中学校では金魚、小鳥等の飼育は行われておりませんが、小学校を通じ、中学校を通じ、高校を通じ、そんなことを教育の一環としてぜひやっていただきたいなあと思っていますけど、市の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

いろんな方法で地場産業を盛り立てていく、あるいは従来から培ってきたそういったようなものについて、もっといろんな機会を通じて広めていくべきではないかという御意見だと思っております。全くそのとおりでございまして、飼育方法であるとか、あるいは私どもとしては、学校の施設の中においてはそれぞれの学校で金魚については置いておるわけでございますけれども、もう少しその辺の変わった形での飼育方法、あるいは児童・生徒に対する、もう少しなじみのあるような形でやっていくべきだろうというふうに思っております。いろんな形の中で試行錯誤しながら、先ほど私が申し上げましたように、一つの観光課という状況の中で、もう一度地場産業であるとか、農産物等々も含めまして、あるいは文化的・歴史的な資産というようなものも含めまして広く取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） いろいろな場を通じながら、この弥富市の特産品の販売に、ぜひ我々も含めて努力しなきゃいけないだろうというふうに思っています。

とりわけお隣の愛西市には県立佐屋高校がありまして、今ここの生徒さんたちがアヒルを使って米づくりを行っています。例えばこの佐屋高校の皆さんとタイアップしながら、金魚、文鳥の飼育を学んでいただいたらどうかなあというふうに思いますけど、市としても教育委員会を通じてそんなお話も一度していただいたらどうかなあというふうに思っていますけど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 石川次長。

○**開発部次長兼農政課長（石川敏彦君）** 山本議員に対しましてお答えさせていただきます。

佐屋高校には農業科というのがございまして、そちらの方では、田植えから収穫、もちつきまでの過程の7回にわたって農業体験実習が計画されております。生徒が田んぼの除草を行い、またアヒルを放ちながら、アヒルが草を食べたり、田んぼの土をまぜたりして、稲の栽培に役立てております。このようなことから、稲作農家にも、先ほど議員が言われましたように、文鳥、金魚についても担い手の育成や後継者不足に対して関心を持っていただけるように、今後、佐屋高校の方と協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○**議長（伊藤正信君）** 山本議員。

○**9番（山本芳照君）** ぜひ市と教育の一環としてタイアップしながら、子供の時代からそういった生き物に対する命の大切さも含めて教育の一環として取り組んでいただければ、特産品としても日の目が当たって、これから大いに皆さんが関心を持っていただけるんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ御努力をお願いいたします。

次に、再任採用者の配置と組織強化についてお伺いをいたします。

60歳の定年退職の再就職については、年金支給年齢との関係で、それぞれ働かざるを得ない状況であります。そのために行政として、その方の生活確保のため、おのおの状況をかみながら再就職をあっせんしてはいますが、勤務箇所の期間が6ヵ月くらいから1年くらいの短い期間に次の勤務先に異動が発生しているという状況が見受けられますが、ぜひ本人の経験を十分生かした活用をすべきではないかというふうに考えています。例えば各学区のコミュニティ活動の指導者として、経験豊かな人材育成と地域コミュニティと行政とのかかわり合いの強化をしていくために、再任採用者をメンバーの一員として組み入れれば、区長の皆さんのよき相談・指導者として活動ができるのではないかと思います。市のお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○**議長（伊藤正信君）** 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** 議員の御指摘の再雇用の採用者についての配置でございますが、本年度、定年退職しました職員で嘱託職員を、十四山地区のコミュニティ推進協議会の事務局として、兼務で任命をしております。再雇用の職員ということでございますが、在職中に培った知識と経験を生かしていただきまして、地域と行政との連携を深め、より緊密になるよう、適材適所の人事配置に努めてまいりたいと考えております。また、御指摘のように、コミュニティ事務局の職員の兼務ということも視野に入れて、来年度も考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**議長（伊藤正信君）** 山本議員。

○**9番（山本芳照君）** 高齢者に働きがい、生きがいを感じさせるためにも、ぜひそういった



経験豊かなベテランの活用は、行政にとっても決してマイナスになるはずはないと思っております。プラス思考で考えて、十分その人の今日までの経験を生かした職場配置も考えながら、高齢者の採用方法については十分職場も考慮しながら、今後お互いがプラスになるようにぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、最後になりますが、職員の提案制度の取り組みについて伺いをいたします。

この「提案制度」という言葉が行政で提案されまして、これで四、五年たったんじゃないかなあというふうに思っています。今年度それぞれ4月から8月末まで、職員1人当たり何件の提案が提出されたのか、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘の職員の提案制度につきましては、具体的な要綱がまだ整っておりません。しかしながら、実態といたしまして、先ほども言いましたんですが、始業前において各課ごとにミーティングを毎日行っております。その中で、議員一人一人から課長が意見を聞きまして、そういったものを毎月2回ある課長会等でも提案があるということでございますが、その中で本年の3月から、副市長を本部長とします行政改革推進本部を立ち上げております。これにつきましては、23年度の予算編成に最大限生かせるよう、全職員から行政改革についての提案をいただきまして、その項目に沿って今年度の4月から、毎月1回の推進会議におきまして検討を重ねている状況でございます。件数につきましては、当初、全職員から項目が上がりましたのが約170項目ありまして、それを精査した中で現在約80項目について検討を加えておるところでございます。その半分以上が、検討いたしまして、可否について結果を出しておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） いろんな方法を取りながら、職員の皆さんの声を聞きながら、明文化をしながら、提案として取り扱っているというお話でありますけど、正式に提案表という表はあるんでしょうか、提出書類は。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 先ほども申し上げましたが、職員の提案制度というものを事務的に実施要綱を定めるように準備を進めております。しかしながら、御指摘の様式についてはまだございませんので、その実施要綱を定める段階において、そういったものを定めていきたいと考えております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） きょう私、民間企業に、提案制度に取り組んでいる企業の提案表というのをちょっとお借りしてきましたので、議員の皆さんを含め、市長も含め、ちょっと見ていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） では、配ってください。

〔資料配付〕

○9番（山本芳照君） 皆さんのお手元に参考資料として、立松議員も手伝っていただきまして、改善提案表というものを配らせていただきました。今、市長のお手元にも配付をさせていただきました。

これは、改善提案というのは、企業でいいますと社員のやる気を起こさせる、役所でいいますと職員のやる気を起こさせるということであります。例えば提案者の名前を書いていただく、件名を書く。それで、どこに問題点があるんだ、こういうところに問題点があるよという問題点を書いていただき、そのためにこういう対策をとる。だからこうした。その中で自分はいろんなことを創意工夫しながら、こんなふうにやってみた。その結果、こんな効果が出たよ。例えば経済効果、無形効果。あとは、上司が実施したのを見て、それぞれ判断して一定の評価を下す。採用されたものには最低300円の報奨金を出すというふうで企業では行っているわけであります。先ほど総務部長のお話にありましたけど、副市長を頭に来年度から本格的に取り組んでいきたいと。そのための予算も当然必要になりまして、職員に対してそういったいい提案が出されれば、おのずと報奨金も出す必要があるだろうと私は思いますし、やはりやる気の問題でありますので、職員の労にこたえてやるというのが報奨金の一部になろうかというふうに思いますので、この書面は簡単につくってありますけど、長くだらだらと書かなくても、簡単に書いて、提出して、上司がそれを見てというふうで、やはり提案活動として取り組む以上、職員が意見を出しやすい環境づくりが一番大事だろうというふうに思っていますので、今参考に配付をさせていただきますけど、市のお考え方をもう一度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 大変貴重な資料をいただきまして、ありがとうございます。

私どもも今、職員の提案制度の実施要綱というのを事務的に進めておる状況でございますが、今議員のお示ししていただきましたこの様式についても、よく似たものがあるんですが、さらに参考にさせていただきますして、次年度の実施に向けて、幹部会等に諮りながら決めていきたいと。

なお、報奨制度ですが、一応表彰制度は考えておるんですが、報奨金とか、金額をそのままというようなことはちょっとまだ考えておりませんけれども、これも幹部会に諮りながら前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今後も職員の皆さんが働きやすい職場として、そのために、市民の皆さんに愛され、親しまれ、利用しやすい市役所づくりの一環として、やはりこの提案制度も

私は大変重要な課題だろうというふうに思っていますので、ぜひ来年度、今年度以上にさらなる勉強をしていただいて、職員がやる気が出る職場づくりになお一層努力していただくことを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 次に安井光子議員、お願いします。

○11番（安井光子君） 安井でございます。

私は、今回二つの大きな問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目は、任意予防接種費用の公費助成についてでございます。

この項目で四つの点についてのワクチンの助成制度を質問するわけでございますが、午前中に質問されました炭竈議員とダブっているところがございますので、その点については省かせていただきます。

まず一つ目、子宮頸がんワクチンへの助成と、子宮・子宮頸がん検診の充実をでございますが、午前中の市の御答弁にもございましたように、市では来年度から実施の予定であるという、市民の切実な願いに沿ったもので、大変うれしく思っております。

質問にはなかった点について、少しお話をさせていただきます。

これは、東京大学医学部の福田教授が、医療経済の観点から子宮頸がんワクチンへの助成を勧められている文章でございます。少し読ませていただきます。

この子宮頸がんワクチンを12歳女子全員に接種しますと、将来の子宮頸がんの発生や死亡者は73%減少し、ワクチン費用に212億円費やしても、疾病に対する社会的負担は190億円減になるという結果が出ています。そして、さらにワクチン費用への投資212億円に対して、削減できる医療費直接費は168億円ですが、それだけをとると医療費という観点では出費の方が多くなりますが、間接費用を考慮しますと非常にメリットが大きい。45歳までは費用対効果があるそうでございます。この接種費用以上に将来の社会的負担が軽減できるものですから、国や各自治体には将来に対する先行投資としてワクチンの費用の助成をぜひお願いしたい、このように述べておられます。弥富市でも具体的な年齢とか補助費用についてはまだ出されてはおりませんが、ぜひ市民の負担がより軽く、接種しやすくなるように御検討をいただきたいと思います。

もう一つ私の提案でございますが、ワクチン接種の対象者が小学校高学年から中学生ですので、保護者、学校関係者、子供さんたちにより一層の御理解を得て、御協力をいただくことが不可欠ではないかと思います。小児科または産婦人科の先生にお願いして、性教育とあわせて予防啓発の講演会を開いていただいたらどうかと思いますが、この点についてお答えをお願いいたします。何か市の催しとあわせて開いていただくというのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○**健康推進課長（渡辺安彦君）** 安井議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、子宮頸がんワクチンの公費助成について、より軽くしてほしいという要望でございますが、これにつきましては、追って国が示すであろう内容に沿った形で私ども弥富市も助成をしていきたいと考えておりますので、国の示す内容により、いろいろ判断をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

次に、保護者等にお話をということでございますが、このことにつきましては、ワクチンにつきましてはリスクもありますし、ワクチンを接種したから万全ではないというような内容も含めまして、いろいろ対象者が理解していただく必要があります。そんな中、どのような方法でこういう説明をさせていただくといいのか、今後、関係機関と十分協議をさせていただいて進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○**議長（伊藤正信君）** 安井議員。

○**11番（安井光子君）** 二つ目の点についてお尋ねをいたします。

先ほど午前中の市の御答弁について確認をさせていただきたいんですが、小児用肺炎球菌とヒブワクチンの助成については、子供さんのことから一定の支援をしていきたい、このような御答弁と受け取ってよろしいでしょうか。そこら辺のところがちょっと不明確、私の受け取り方がいけなかったのかもしれませんが、もう一度確認したいと思います。よろしくお願いします。

○**議長（伊藤正信君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** 安井議員にお答え申し上げます。

先ほど炭竈議員にも、この問題につきましてはお話をさせていただいたわけでございますけれども、非常に小さい子供さんでございます。重症リスクを今後回避していかなきゃいかんということは重々承知するところでございます。そうした中で一定の支援ができるだろうということを前提にしながら進めていくわけでございますが、それも他の市町村との兼ね合い、あるいは医師会との相談で調整を進めてまいりたいということでございます。今、具体的に、どの対象年齢で何回接種、そして何回補助を出すということについてはまだ決めておりません。いずれにいたしましても、他の市町村等を含めて検討してまいりたいと思っております。

○**議長（伊藤正信君）** 安井議員。

○**11番（安井光子君）** では、次の問題に移ります。

肺炎球菌ワクチンは小児用についての御答弁でございました。私は、高齢者の肺炎球菌ワクチンへの公費助成について質問をさせていただきます。

高齢者の死亡原因の4分の1にもなっております肺炎球菌などの細菌性の肺炎でございます。この肺炎の予防に効果が大きいとされるのが肺炎球菌ワクチンです。日本感染症学会は、

新型インフルエンザの対応についての研究提言の中で、肺炎球菌について、インフルエンザの流行期には他の細菌よりも重症となる確率が高いので、最も警戒すべき原因菌と指摘している。その重症化を抑えるのに有効な肺炎球菌ワクチンの接種が行われるべきであると強調されております。また、インフルエンザワクチンとの併用でさらなる効果が期待できると提言しております。ワクチンの接種は保険の適用外で、自己負担で約8,000円かかります。そのため、接種率は4%から5%と低いものでございますが、昨年、皆さんも記憶に新しいと思いますが、インフルエンザの感染が猛威を振るいました。そうしますと、前年度の実績の10倍もの注文が販売元に殺到したそうでございます。現在、愛知県では9市町村が実施または実施予定だそうでございます。具体的に申しますと、名古屋市は65歳以上、自己負担が4,000円、一宮市、春日井市、小牧市、東海市、日進市、田原市、長久手町、お隣の飛島村も65歳以上で補助は2,500円、1回限りとなっております。弥富市でもワクチンの重要性というのは市長のお話にもございましたが、財政の問題で優先順位もあると思いますが、お年寄りの4人が1人が肺炎でお亡くなりになっている実情から考えまして、公費助成の実現をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 先ほど安井議員がおっしゃられましたように、高齢者の肺炎予防に非常に効果があるというワクチンでございますが、当市としましては乳児対象の小児用ワクチンの助成を優先させていただきたいと考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、今後の検討課題として頭に置いておいていただきたいと思います。

次の問題に移ります。水痘ワクチン、流行性耳下腺炎の助成についてでございます。

公費助成を行っている自治体は、名古屋市と飛島村でございます。保育園とか学校での集団感染力が強く、弥富市の保育所でも先ごろ7月、8月、大変感染が広がっておりました。これについても、今すぐは財政的な問題で難しい点があると思いますが、ぜひ今後検討していただきたい、実現していただきますよう要望とさせていただきます。

では、二つ目の問題に入ります。弥富市のすぐれた保育の継承と、より充実した保育のためにの質問をいたします。

弥富市は、皆さん御存じのように、子育て支援に大変力を入れて、市民から喜ばれているところでございます。中学3年生までの医療費の無料化、保育料の14年間の据え置きや、老朽化した保育所の建てかえ、児童館・子育て支援センターなどの充実、行政や関係者、市民の皆さんの御努力でここまで子育て支援の施策が進められてまいりました。私は、今回九つ

の市の保育所のうち、五つの保育所をお訪ねし、保育の様子を見せていただいたり、実態を聞かせていただきました。あとの四つにつきましては時間の関係でお邪魔できなかったんですが、また後でお訪ねしたいと考えております。

園を見せていただきましたら、保育所によって多少の違いはありますが、園庭には発泡スチロールに稲を植えたり、ゴマをつくったり、野菜・果物などが植えられ、子供たちも一緒になってつくった池には魚が泳いでいました。自然の中で子供たちが本当に伸び伸びと、ゆったり過ごせる環境をつくってやりたいという保育士さんたちの熱い思いが伝わってまいりました。今までは8ヵ月未満を除いて待機児童もなく、希望するすべての子供たちが入所できました。障害児の方も、保育士さんの加配をして受け入れられました。弥富市では小さいときから質のよい、きちんとした保育を受けているので、学校へ入っても落ちついている子が多い。以前、学校の先生にこんなことを聞いたことがございます。このように、行政と保育士さんたち、保護者や地域の方々の御努力で弥富市のすばらしい保育所がつけられ、受け継がれてまいりました。これをさらに発展させるために、次の幾つかの質問をさせていただきます。

まず一つ目、入所児の現状と保育士の配置。

2番目もあわせて質問をいたします。3歳児未満の保育の充実についてでございます。

平成18年度と22年度7月の入所児と担任数の比較状況を、市からいただきました資料でまとめてみました。平成18年度、22年度を比較しますと、3歳、4歳、5歳児は72人減っております。それに比べて、ゼロ歳児、1歳児、2歳児は74人ふえております。国の最低基準に基づく担任数を比較してみますと、平成18年は96担任数、22年度は106担任数となり、10担任数ふえております。

今申し上げましたように、3歳未満児の入所が大変ふえております。その原因は、昨今の経済状況で夫のリストラなどで収入がなくなったり、減って、妻が働かざるを得ない人がふえている。女性が職業を持つことについての意識の変化があり、子育てしながら働く母親がふえていること。これは影響は少しだと思いますが、3人目の保育料が無料になったなどの影響があると言われております。

では、保育士さんの配置状況を見てみますと、私がお訪ねしましたある保育所では、ゼロ歳児が4名、9月から8ヵ月の子が1名入所されたそうです。このクラスでは常勤的臨時と言われる保育士さんが1名、それから臨時で2人1組のペアの方で保育がされております。1歳児は18名入所されております。ここは正規の方が1名、臨時の方2名で保育がされておりますし、ゼロ歳児も1歳児も22人で一つの部屋で保育がなされております。

常勤的な臨時保育士さんといいますのは、8時半から5時までの勤務時間、休憩を除いて7時間半の対応だそうでございます。日給制で1日9,640円、月曜日から金曜日まで働いて

いただいております。非常に一生懸命保育はしていただいておりますが、保育日誌とかお便り帳を書いたり、全体の保育の内容について打ち合わせなどの職員会議にも出ておられるのでしょうか。時間に縛りがありますので、オーバーワークにはなっていないでしょうか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

現場の所長さんの方にその点について確認しておりますが、与えられた時間の中で業務をしておっております。職員会議などについても、保育所によってはその職員がいる間に行うところもあれば、それ以後の時間になった場合もあります。そういう場合ですと、きちっと議事録を見て共通理解を図っていくなどの工夫をしながら意思の疎通を図っておりますし、担当した保育士が保育日誌というんですか、お母さんとのやりとりのことを書くのは当然ですもんで、それも時間の間にきちっと対応しております。

以上、報告させていただきます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 以前の弥富市の方針では、大体一つのクラスに正規の保育士さんが1人ついて、あとは臨時の方で補助をしているという状態があったと思うんですが、今回そんなにたくさんではないんですが、数ヵ所の園でこういう状況が起きております。これは、正規の保育士さんが足りない状態のあらわれじゃないかと私は思います。詳しい内容については、また後で詰めさせていただきます。

ゼロ歳児、1歳児22人が一つの部屋で保育されていることについては、8ヵ月ぐらいだとまだはいはいしている。それから、1歳児でもまだよちよちで、しっかり歩けないという方もお見えになります。1歳児でもう走り回ったりする子もありますし、先生がついていただいても、これだけの発達が目まぐるしく変わる子供たちが一つの部屋で保育されているというのはちょっと問題ではないでしょうか。安全面でもちょっと大変なんではないかと思えます。

それで、1歳児についても18人が一つの部屋になっておりますが、小さい子ほど、乳児なんかはできるだけ小集団で保育することが、家庭的な状況をつくることによって情緒の安定が保たれますし、保育というのは単に子供を預かるだけのサービスでは、託児所ではありませんね、今は。質のよい保育ができるような体制について改善をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 幾つかの点を御指摘いただいたもんで、順番に答えさせていただきます。

まず、ゼロ歳児、1歳児が一緒の部屋ということでございますが、部屋の全体の数のことでもありますし、それから当初、4月の時点ですとゼロ歳児が1名、2名とか、そういうような状況でもあったりしました。そうした中で、未満児の中でゼロ・1歳児が一緒ということもございます。それで、トータル的な保育士を配置する中で保育をしていくということです。

それで、特に1歳児になると走り回るとか、はいずり回ったりするということもありますもんで、一つの保育室の中でも低い目のさくとか、あるいはロッカーのような角も頭をぶつけることのないような養生をしながら、それで仕切るような形で、そうしたことに對しても配慮しながらさせていただいております。

それから、特に1歳児で18名ということについてですが、これにつきましては2部屋に分けるという考え方もございましょうが、それだけの部屋の数があればいいわけですが、そうでないときには、先生も複数ついて対応しながらフレキシブルにやって、時には小グループで動く、また全体で動くということをして、保育が円滑に進むようにさせていただいております。

それから、先ほど1点目の質問の中に、ゼロ歳児で正規職員の配置がゼロというような御意見もありましたが、その部分についても少し説明をさせていただきます。

保育所長さんのそのあたり、基本的には各学年には1人ずつ職員は配置しておるわけですが、正規職員、それから常勤的職員などを見た上で、やはりその能力とか対応できるということをトータル的に考えた上で、責任を持ってきちっとさせていただいているということでしたもんで、例えば常勤的臨時職員がついていないと保育に劣るとか、そういうことは決してございません。そういうことも含めて御理解いただければと思います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今御説明がございましたが、常勤的臨時保育士さんというのは時間にも制限がございますので、その中で保育日誌やお便りを書いていただくというのは、特に小さい子供さんの担当でございますので、いろいろ突発的なことが起こるとか、大変厳しい状況にあるんじゃないかと思えます。できたら検討いただきまして、今、正規保育士さんを多くするということは、財政的にも、定員管理の面からも大変難しいというお話は既に伺ってはおりますが、できるだけそういう方向で御努力をいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、今御説明がありました1歳児を18人の集団にするというのは、やっぱり無理があるんじゃないかなあと思えます。それぞれに正規の保育士さん、臨時の方もついてお見えになりますが、ゼロ歳児、1歳児ではできるだけ小さな家庭的な集団で保育をしていく、これがよりベターな、保育理論的に言いましても、やはりそういうことが推奨されておりますので、この点についても再度御検討をお願いしたいと思います。



○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

最初の部分が常勤的臨時職員でしたら大変負担でということですが、実際、ゼロ・1歳児が一緒の部屋であることが現実的には多いわけですが、そういうすることによって、逆に複数の保育士が支え合う部分で、突発的なときがあったりしても助け合ったりして、そのあたりを対応していくというメリットの部分もあって円滑にさせていただいておりますが、全体のスペースの中で今のような過程でさせていただいておりますし、この後にもちょっと質問であるかと思いますが、今度の新しくできる弥生保育所につきましても、実は未満児のところは結構大きなオープンスペースになっております。そこをフレキシブルに仕切ることによって、流動的な人数のふえ方にも対応していきたいとか、少人数でやるとき、大人数でやるときにも考えながらということもあって、そういう計画もしておりますもんで、そういうことを含めながら、いつも小グループでないといけないということなく、そのあたりは対応しているということもあわせて御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 一度保育士さんたちともお話をさせていただいて、検討していただきたいと思います。

次の問題に移ります。

母親の育児休暇が終わりまして職場復帰で、また家庭の事情で働かざるを得ないときに、保育をする臨時保育士さんが見つからない場合、入所できないことがあると思います。これについてはいかがでしょうか。4月以降、途中入所の希望者は何人おられますか。また、臨時の保育士さんは何名が4月以降採用され、何名の子供が入所できましたか。そして、大変臨時保育士さんを募集するのが厳しい状態にあるということをお聞きしておりますので、臨時保育士さんはどのように募集をされていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

まず最初に、4月から8月末までの臨時職員の募集状況とか児童のふえぐあいですが、4月から8月末までに10名の臨時職員の募集をして、それで配属をさせていただいております。4月当初以降の途中入所の児童が24名ふえてきています。それに対する対応ということです。それで、実はクラスの数におきましても、6クラスふえてきています。比較的未満児がふえた関係で、6クラスということでございます。

それと、冒頭のところで質問いただきました入所できないときがあるかもしれないということですが、実際、保育士を募集しておってもすぐ見つからないときがあったりしますと、

そういう事情をお話しさせていただくことはございます。それで、最寄りの保育所、周辺の保育所の御利用もあわせて説明させていただきながら、それで臨時職員が見つかったりしたときにはまたすぐお伝えするなどして、なるべく御迷惑をかけないように、窓口で説明しながら御理解をいただいているところでございます。

3点目に、その臨時職員を見つけるのが大変難しい中、どのようにしているかということでございますが、基本的には市の臨時職員の募集の中で登録いただいた方を優先させていただきながら、それでも追いつかないときはハローワークとか、愛知県の社会福祉協議会の中に福祉人材センターというところがございます。そういうところにもお問い合わせをさせていただいております。しかしながら、ハローワークにおいても、ここ最近ですが、登録している保育士が数名ということで、それも近くではなかったりすると、なかなか見つかりにくいというか、いわゆるマッチングができないということです。それで、弥富市ですと、名古屋市、あるいは三重県の桑名側寄りにも近いところでもんで、そういうところのハローワークと連携をとりながら情報もいただく、あるいはハローワークのホームページにも載せていただいているような形で最善の努力をしておりますし、このたび弥富市のホームページの方でも、臨時職員の募集のところへ掲載させていただいております。そういう現状でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 大変御努力をいただいているのはよくわかりました。それで、今回4月から8月まででどうしても臨時職員の方が見つからなくて入所できずに、ほかの、例えば私立とか、市外の保育園に行ってくださいとか、そういう対応をされた方は何名ぐらいお見えになりますでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 具体的に何名という数まで今自分も手元に準備していないもので、ちょっと答えることはできませんが、若干名でございますし、事情を説明させていただいて、来年度からまた利用していただくとかいって御理解いただいたケースもあります。いずれにしても、保育士が充足できて、待機児童がないようにということは万全のことですもんで、最善の努力をしているところでございます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。

三つ目ですが、早朝・延長保育の改善についてでございます。

早朝・延長保育の保育士の配置基準はどのようになっておりますでしょうか。例えば私がお訪ねしましたB保育所では、早朝保育を受けている方が40人ございました。7時半から8時半まで、ゼロ歳、1歳、2歳児が大変多いのです。それも、一つの大きい部屋で保育がさ

れておりました。延長保育につきましては午後4時から7時まで、ある保育園では100名近い子供さんを乳幼児に分けて、正規の保育士さん1名、臨時の方4名で見ていただいております。他の保育所でも、100名と行かないまでも、70名とか80名とか、大変多い方が延長保育を受けておられます。とにかく体が触れ合うような状態というのも出ておりますし、大変厳しい中で保育士さん頑張ってもらっているんだなあということを考えました。事故、その他子供の安全が保障される体制を前提に保育士さんは配置されておると思いますが、その点についてお答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

基本的にはそれぞれの子供の年齢に合わせて配置する保育士数を念頭に置きながら、保育士の配置をしております。それで、8時までの時間ですと2人、3名とか出てきたりして、その後、正規職員が通勤すると、またその中に加わるような形になったりして対応しております。

それから、延長保育につきましても、正職員や常勤的臨時職員は、実際多数の保育士が延長保育に入っております。正職員につきましても、5時15分までは勤務ですもんで、延長の時間に入ったら、その延長保育の方も見ながら、必要な保育士が充足する形で行っております。ただ、今御指摘のように、一つの部屋に児童が入り過ぎていっぱいという部分につきましては改善していく必要があるかと、そのようには考えております。実際、現場におきましては、お母さん方が迎えに来て、それで子供の数が減っていきます。それにあわせて保育士の方もその現場を離れていく形になるところでございます。議員が先ほど申しましたような形で、ある一定時間、6時ぐらいになると正職員が1名で、あとは臨時職員が2名であったり、3名であったりというような状況はあります。子供の数も減ってきておりますもんで、しかしながら、例えば子供の数が一、二名になっても、基本的には複数の保育士が対応すると。事故があった場合とか、何かあるといけないわけですが、あった場合、1人の者ですとおろおろしてしまったり、あるいは連絡とかそういうのがおくれたりするもんで、複数の者を配置して、対応が迅速に進むようにということで配置をしております。そういうことを含めながら御理解いただければと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 一つ質問のお答えが落ちておりましたので、お尋ねをいたします。

延長保育の場合、保育士さんの配置基準というのはどのように設定されているのでしょうか。昼間と同じ、ゼロ歳は3人に1人の保育士さんとか、1歳児は6人に1人とか、こういう基準で配置されているのでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○**児童課長（鯖戸善弘君）** 基本的には、その考え方を念頭に置きながら行っております。しかしながら、ある時期になってきて子供の数が減ってきたりすると、例えば3歳児と4歳児を合わせて20人程度であれば1人の人が見るとかというようなこともあったりしますが、そういう中でも基本的には最低基準の配置を念頭に置きながら対応しているということで御理解ください。

○**議長（伊藤正信君）** 安井議員。

○**11番（安井光子君）** 夕方になりますと、子供さんも早朝からずうっと保育を受けているもんですから大変疲れてきて、その辺でごろっと寝てしまったり、それからおもちゃの取り合いとか、がぶっとかみついてしまうとか、そういう事故も起きてきていると聞いております。だから、子供さんたちが少しでもゆとりのある状況で、最後、お母さんが迎えに来られるまで保育ができる状況を保育士さんたちともお話をいただいて、工夫をしていただきたいと思います。

では、次に移ります。

保育士等の雇用、労働条件の改善についてお尋ねをいたします。

先ほど言いましたように、弥富市の保育所でも保育士の非正規化が大変進んでおります。この3年間の正規保育士の充足率を見ますと、平成19年4月1日で75%、21年4月では68%、22年、ことしの5月1日では66%、3年間で9%も下がっております。私が平成21年3月、一般質問でこの問題について取り上げさせていただいておりますが、そのときの御答弁では、平成17年に総務省の指針により定員管理の適正化が求められ、集中改革プランをつくり、市民サービスの低下を招かないよう配慮をし、定員の適正化、定員管理に努めてきた。平成18年から21年の4年間で総職員数は13名減らしたが、保育士の職員数は4名ふやしてきたとお答えをいただきました。村瀬課長の御答弁だったと思いますが、この間の子供さんの入所の状況を見ますと、先ほども言いましたように、ゼロ歳児、1歳・2歳児は74人ふえて、国の最低基準に基づく担任数は14ふえております。3・4・5歳児は72人減っておりますが、担任数は4減っている状態です。差し引きで10担任数が必要となっております。正規保育士を4名ふやしたとしても、低年齢の子供の入所がふえ、早朝・延長保育の子が多くなり、臨時保育士さんを採用しなければ弥富市の保育所の運営が回っていかなくなっております。弥富市の臨時保育士さんの働き方は、1週間に5日とか、4日とか、3日とか、1日の方もありますし、7時間半の方もありますが、6時間、5時間、4時間、3時間とか、こういう25通りの働き方をしております。所長先生も、毎日毎日の職員の配置に大変苦労されておる状況でございます。本当に細切れの臨時保育士さんで、細切れの保育というか、こういう言い方はいかんかもしれませんが、次から次へ臨時の保育士さんがかわっていくということがあって、本当に現場では大変な状況でございます。

どうしてこんな状況が生まれてきたのでしょうか。

2004年、小泉内閣の構造改革で公立保育所の運営費が一般財源化され、弥富町でもそのころの決算の報告書を見てみましたら、弥富町で約1億5,200万円ほどの運営費が削減されておりました。今の経済不況の影響で自治体の財政が厳しいという理由、そして今後国からの定員を抑制しなさいという政策がますます進められますと、まず非正規保育士の比率が高まっていくのではないかと、ますますふえていくのではないかと。二つ目は、非正規化の拡大で保育サービスの維持とか保育の継続性が大変困難になるのではないかと。三つ目には、余りにもたくさんの臨時保育士さんが必要なため、採用の確保が難しくなり、途中入所されるのが困難になり、待機児童がふえていくのではないかと、私はこのような懸念を持っております。弥富市の臨時保育士さんも大変一生懸命やっただいてはおりますが、時間給940円の厳しい雇用状況でございます。

それで、全国的に見てみますと、公立保育所の正常な運営が困難であるということを逆手にとって、公立保育所の民営化、統廃合を進めて、保育所運営の自治体の責任を放棄しようとする流れがあることは事実でございます。今のこの保育の困難さを打開するために、東京23区の特別区議会議長会は、8月23日、一般財源化された国庫負担金を復活するように国に要請を行っております。ぜひ弥富市でも、市長会などを通じて国の方に国の運営費負担金を復活するように、もう少し手厚い補助をしてほしいという御意見を上げていただけないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 安井議員の方から臨時職員の割合がふえているという御質問をいただきましたので、私の方からその点についてお答えをさせていただきます。

議員が冒頭で申されましたとおり、核家族化の進行や女性の社会進出に伴いまして、就業構造の変化が起きております。子供を取り巻く環境も著しく変化をしております。乳児保育や時間延長保育等、多様化する保育サービスへの対応、児童館、児童クラブ、子育て支援センターなど、子育て家庭への幅広い支援策が求められておりますので、必要とする保育士数は必然として増加しております。

こうした中、国の指針に基づきまして、本市も定員管理の適正化が求められておまして、市の総職員数を357名とする定員適正化計画を定めております。また、行政におきまして、事務の改善や事業の見直しなど効率性を高める工夫が求められておまして、保育分野のみならず、すべての分野におきまして最少の経費で最大の効果が提供できるような仕組みづくりに取り組んでおるところでございます。

こうした状況の中、本市の保育所に配属しました保育士につきましては、平成22年4月1日現在、保育所長、副所長を含め98名在職をしております。また、平成19年4月1日現在、

保育所に配属した保育士につきましては、保育所長、副所長を含め95名在職しておりましたので、差し引きをいたしますと3名増員をしております。平成22年4月1日現在、12名の育児休業等の職員がございすけれども、この職員につきましては、復帰を前提とした職の確保が必要となりますので、この点は御理解をいただきたいと思っております。こうして正保育士の数は減らしておらず、むしろ増員をしておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

また、平成23年3月31日、定年退職いたします保育士は4名でございすけれども、私ども平成23年度の保育士の採用予定者数は8名でございす。既に試験を終えておりますけれども、このような計画もし、保育所の運営につきまして努力をしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございす。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 国の要望につきましては、今、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱がございす。これによりますと、国の役割といたしまして、国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への（仮称）子ども・子育て包括交付金の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行うということがございす。こういうことが決定されると思っておりますので、また市長の方からも国の方には要望していただきますが、そういうことでお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 正規保育士さんの採用についても御努力いただいているということがわかりました。しかしながら、今の経済事情、その他によって、保育所に預けたいという方の勢いは大変すさまじいものがございす。子供さんを預けて働きたいという方が大変ふえております。そういうことも含めて臨時保育士さんへの待遇改善とか、正規保育士さんの採用も含めて、ぜひ御努力をいただきたいと思っております。

それから、私が調べましたOECDの提言というのを少し読ませていただきます。

OECDは、日本の保育や幼児保育にかかわる公費負担の割合は、加盟国じゅう最低の水準であると指摘しております。国際的には、保育、幼児教育への公費支出を高め、貧困家庭に属する子を初め、すべての子供たちに豊かな保育を保障する方向で改革が進められております。日本政府が抜本的に法的な支出をふやすべきだとして、幼児期の子供に対する支出は将来の社会への投資であることを強調する政策が必要であると日本政府に提言をしております。弥富市は、さまざまな御努力ですばらしい今までの公立保育所を継承し、子供たちの伸びやかな成長のために今の公立保育所をずっと守っていただきたいと思っておりますが、この点での御意見をお尋ねしたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

さまざまな保育行政につきまして御意見をいただいておりますが、いずれにいたしましても、今までも保育行政につきましては、私ども弥富市といたしましても随分改善してきたなあというふうに思っているところでございます。例えばゼロ歳児の対応につきましても、ことしの12月にはオープンできると思いますけれども、弥生保育所につきましては6ヵ月児から対応してまいりたいと思っております。また、保育料についても、今まで14年間据え置きという形で、愛知県下でも2番目に安いというような状況を保たせていただいております。また、保育士のさまざまな環境整備におきましても、一つ一つ改善を企ててきております。また、所長等の年間数回の面談におきまして、さらなる改善を進めていかなきゃいかんというふうにも思っておるわけでございます。いずれにいたしましても、弥富市といたしましては、九つの保育所と一つののびのび園という施設を有しているわけでございますけれども、しっかりと市民の皆様の御協力をいただきながら運営をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 時間が来たんですが、あと二つ残っております。

親子で育ち合える保育環境について。

今、保護者の方にはさまざまな悩みとか子育ての問題、離婚の問題について、保育所の方へ御相談があるそうでございます。こういう面でも保育士さんのお仕事の負担が大変過重になっております。正規保育士さん、臨時保育士さんもあわせて、そこら辺のところをゆとりを持って保育ができる状況、職員の配置をつくっていただきたいと思います。

それから最後でございますが、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱の問題についてお尋ねをいたします。

今、民生部長からお話がありましたように、2009年2月に厚生労働省の社会保障審議会が少子化対策特別部会の新保育制度案を提唱して、直接契約制度などを前提に、現在の幼稚園、保育園、認定こども園の垣根を取り払い、こども園、これは仮称でございますが、これに一体化するという方針を出しております。まだ案でございますが、市町村の権限と職務については、現行の保育実施責任のような直接保育をする責任は解除されると言われております。必要な給付の保障責務や利用者支援等に限定された責任を課すのみでございます。また、企業参入を推進するためとして認可制度を廃止し、指定制度の導入を打ち出しております。これは、介護保険の現状が保育の場に持ち込まれる内容でございます。このような改革案が実施されますと、現行の児童福祉法の第24条、市町村の保育実施責任、第45条の最低基準、そして公費負担に基づく公的保育保障制度が切り崩されることになります。憲法、児童福祉法の理念にある、すべての子供たちに発達と生活を等しく保障する視点から見て、私は納得で

きるものではございません。弥富市は、今まで先人たちが築いてこられました素晴らしい保育の蓄積、経験を生かして、子供たちが伸びやかに成長できる公的保育制度の継承にぜひ御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 答弁させていただきます。

大変大きな問題2点について、かいつまんでお答えをさせていただきます。

最初の部分でございますが、親子で育ち合える保育環境づくりという内容でございますが、基本的に、現場を見ておりまして、現場の先生のお話を伺うと、本当に多様な状況になってきていると思っています。お母さん御自身が子育てする力がなかなかつけられていない状況であったりして、本来なら家庭で行うはずのおむつトレーニングを保育所にゆだねるようなお母さんすら出かねない状況を伺ったりします。そういう意味で、今本当に親育ちの部分ですね。子育てできる力をお母さんにつける、保護者につけるということも大事な責任と感じているところがあります。そうした中で、子育て支援センター、あるいは児童館におきましても、午前中には小さなお子さんをお連れの親御さんに来ていただいて、親子の触れ合いとか親としての相談などにも応じたりして支援をしているところでございます。また、保育所におきましても、先ほど質問していただいたような形で、家庭のこととか子育てのことについても、以前にも増して相談するようなことが生じてきております。それにつきましても、所長とか熟練の保育士の方で時間をとって対応させていただいております。そのところについて過度の負担がという御心配をさせていただいているところですが、それも含めて今日的な課題に対する専門職の仕事という中で、保育士にとっても過剰の負担とか、また現場での事故等が起こらないように、現場の声も聞きながら対応させていただいているところでございます。

それから、最後にお話がありました国の制度の問題、子ども・子育て新システムの基本制度案についてですが、これにつきまして5月ころに国の方の動きを私どもも知るところであったわけですが、弥富市としては、今後国から示される案をよく検討しながら、今まで進めてきた弥富市の保育が後退することのないように、検討しながらやっていきたいと、注視して進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○11番（安井光子君） これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員の質問を終えまして、次の方もありますけれども、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（伊藤正信君） では、暫時休憩を閉じまして会議を開きます。

大原議員、お願いいたします。

○18番（大原 功君） 質問をさせていただきます。

まず、ここに六法全書と刑事訴訟法というやつと例規集、それと議員のブックですね。違反になるといكانのでということで、させていただきます。

平成20年3月、名古屋港の名港管理組合ということで海外研修に市長が行かれました。これは、いわゆるその参加費ということでありますので、国家公務員法の46条といった場合は、旅費はいいんですけれども、日当はつけないということでありますので、まずこの日当がなぜつけられておるのかということを名港管理組合に聞きました。名港管理組合は4人行かれましたけれども、まず5町村に行っていただくということで、名港管理組合から書類をいただきましたら、総会をして、理事会をして、そして決めたということであります。それはそれでいいんですけれども、ここの中のメンバーを見て、多分取りやめられたんじゃないかなあという予測はします。ここの中にはゼネコン業者と、そして夫人の方と、あと運送業者、そして名港というふうでありまして、ここの中にはただ1人、服部彰文市長だけが出席ということでありましたので、そういう名簿を見て、各市町村では夫人やゼネコンということになると問題になるんじゃないかと。あるいは、他の市町村については、共産党の方もおられれば、いろんな党の方がおられます。そういう人から追及されたら困るというので、多分やめられたんじゃないかなあと思っております。

まず、市長が行ったときには、夫人についてはコメントすることはないと言われておりましたが、私が持っている、市長が本会議でされたときには、夫人の方が行かれて、大変お力をいただきましたと、雰囲気もよかったというふうなんですね。普通からいうと、市長なんかは特別職で、4年に1遍退職金をいただく方なんです。市民税で行って、夫人の方が行かれたからよかったというのは、ここに書いてありますけれども、市民から見れば、ちょっとこれはまずいようなふうでないかなあということであると思います。

この辺につきましては、行かれた人数は37人、1人当たりが191万9,000円ということでありますから、全体の37人にしますと7,100万3,000円。市長が行ったのは、ここにありますが、ビジネスと書いてありますけれども、普通からいうと、市長も4年前には一円も無駄に使わないということで言われています。新聞に載っていますからね。平成19年2月5日の新聞です、これ。私はずっと新聞を持っていますから。こういうふうでありました。

そして、ここの中で一番、今、航空運賃を言いましたけれども、バス、そしてガイドが、37人ですから、1日当たりに計算すると75万5,473円かかっている。そして、それから下の方へ行きますと、搭乗員が1日当たりで33万3,000円、それから現地の費用ということで11

万かかっておりますけれども、こういうところが余りにも旅費として使われているということが、予算上、あまり芳しくないんじゃないかなあとと思います。

そして、今、旅費のことで言いましたけれども、負担金でしたときは、これは平成17年10月ですかね、いわゆる万博がありました。そのときにオランダの方から、皇太子も見えたんじゃないかなあとと思いますけど、たしかあの方と、それから音楽団が来まして、弥富も大きなイベントということで、そして会場である万博も大きなイベントがありました。そういうときに、私も今議長に聞きましたら、議長も一緒にお金を払いました、これは。そのときに皆さんは負担金として、私は40万だと思ったけど、議長は50万と言ってみえたから恐らく50万だと思いますけれども、払いました。その金額を払って、当時は村瀬君じゃなかったかなあと思うんだけど、担当が、そのときに負担金ということでやったもんだから、これをもらったのも、私は2年後にもらったわけね。なぜかという、加藤さんという方が、「大原さん、あんたもこれ公務で行っておることになっておるがや」ということなんです。だから、私は公務で行った覚えはないよと。50万ちゃんと払ったんだから。そうしたら、これをつくってくれたのがどうも村瀬君じゃないかなあと思うんですね。ここのところに、いわゆる負担金で行ったからということで、日当なしという形です。だから、このときの日当なしということは、公務で行っておるということを当時町側が言われておって、今回、服部彰文市長が行ったときには日当を7万1,500円受け取っているわけね。だから、これは国家公務員法の47条に準ずるといって、名港管理組合も国家公務員に準じた扱い方ということで、職員も4人とも取っておりません。

また、服部彰文市長が昨年という話ですから、19年のときですけれども、19年のときに飛島の村長も行ったよという話だったから、飛島で聞きました。そうしたら飛島の村長は、いわゆる村民のお金で研修をさせていただき、地域の発展をつくるんだから、日当は受け取っておりませんということです。そして、愛西市も聞きました。愛西市は湾岸ではないですから、ほかのところの負担金というふうにやりましたら、この負担金についても、愛西市は飛島と同じように取っておりませんと。まちの発展に尽くすためだから取っておりませんということであります。これは、国家公務員法に準ずるところに多分値するんじゃないかなあと思うんですね。市でもそうですけれども、国の給料なんかは国家公務員法に準ずるといって給料を下げてるわけだから、そういう意味じゃないかなあと思うんですね。

それから、去年までは美和町でしたけれども、美和町にも聞きました。美和町に聞いたら、美和町はそういう負担金で行くようなことはない。そしてまた、商工会や、いろんなところからお呼びがあって、こうしてくださいということがあったんだけど、これについても当時の町の議会、それから町民からは、負担金じゃなくて補助金を出しておるところに町長が行くということが大体間違っておるということと言われて、行っていないそうです。

だから、なぜ私と当時の川瀬町長のときには日当がなしで、そして今度、彰文市長になったら日当が7万1,500円ついておるんですか、そこをまず聞きます。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 大原議員から、オランダの旅行と、このたびのポートセールスの違いについての、日当の支払いの取り扱い方の違いについての御質問をいただきました。

オランダの交流使節団につきましては、弥富町単独の愛知万博一国一町村フレンドシップ関連事業でございました。愛知県、外務省の調整を得まして、オランダ大使館、ホームステッド市長へ公の訪問をさせていただいたものでございます。この旅行につきましては、旅行費用の軽減を図るため、団体の取り扱いをしないと。公の参加者以外に私費の参加者を募り、一団を形成し、訪問した経緯がございます。そうした状況の中、総合的な判断によりまして、公の参加者につきましても日当を支給しないということを決めたものでございます。このことについては、皆様に御理解をいただいたものと考えております。

また、名古屋港管理組合の職員が日当を支給されないのという件につきましても、あわせてお答えをさせていただきたいと思えます。

名古屋港管理組合と弥富市の旅費の支給の取り扱いの問題でございますけれども、名古屋港管理組合は、旅費条例や運用などの基準により、日当を支払わないということを定めておると推測をいたしますが、弥富市は、弥富市旅費条例に基づき、滞在ごとに甲地方・丙地方それぞれに区分し、日当を支払ったものでございます。名古屋港管理組合では、海外出張に際して支度料が部長級で約7万8,000円ほど支給されますけれども、弥富市では、支度料及び旅行雑費を支給する定めはございますが、市長に支給はしておりません。旅費の定め方、支給額について、国のどの階層、どの区分を当てはめるかということは、団体、自治体により異なる部分があるかと思えます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、ここの例規集の中にはどこに書いてある。今の、参加費で行ったときに日当を払わないとか日当を払うということはどこに書いてありますか。これずうっと見ておっても、ページが多いからちょっとわかりにくいんだな。そのために例規集を持ってきたんだから、例規集の何ページにあるかということを書いてもらわないと。

○議長（伊藤正信君） 時間がかかりますので、調べてお答えするという事で、次の質問をしてください。

○18番（大原 功君） 大体そういうふうで言われたら、何ページに書いてあるということとはちゃんと知らないかな。それを何にもなしで御理解いただきたいといったって、どこに書いてあるか、私もこれずうっと見ていったんです。多分書いてないと思ったの。だから聞くんですね。

ここに市の条例、旅費、第7条、市長の公務の旅についてということで書いてあります。このところには、甲と、それから丙というのが当てはまるということでもありますから、これについては、この参加費の中に入っているんだから、このことについては別に問題ないと思うんですけどね。ただ、この日当というところについては問題があるんじゃないかなあと。全然この条例の中に入っておらんだ、これ。参加費で行った場合は日当をつけますということが書いてないんだ。恐らく条例というのは市民が守る条例ですから、条例というのは弥富市単独なんですね。だから、市民税にしても、固定資産税にしても、国保税にしても、みんな弥富市がお金がなかったら、どんどんどんどん上げていってもいいわけなんです。これは目的税ですから。だけど、国の法律というのは、例えば法人税だと、1億以上だと事業税が40%とか、1億以下だと18%とかいうふうに基準が決められております。

○議長（伊藤正信君） 大原議員、今、答弁をいたしますので、先ほどの件で。

村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 大変失礼いたしました。弥富市の職員の旅費に関する条例別表2にございまして、外国旅行の場合の日当、宿泊料、食卓料が1万491ページに記載がございます。そこで、弥富市職員の旅費の支給に関する条例を定めております。なお、市長、特別職につきましては、9,361ページに外国旅行につきましての日当についての定めをしております。

なお、この旅行につきましての旅費の調整の規定が1万485ページにございまして、この旅費の調整をいたしまして、市長には外国旅行に行っていた場合におきましても日当は支払いますけれども、支度料、それから食事料等々に関しての支払いは一切しておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それは、そこに載っておればあれですけども、そうすると、ここに市側が、これは公開した文書ですね。この中にはキプロスが2日と書いてある。キプロスは3日行ったんですね。これを見ますと3日ある、キプロス。それからマルセイユ、これはフランスですけど、これが1日あるんですね。ここについても、公開しておる文書の中の日にちが全然違うんだな、これを見ると。これは公開をしておっても、全くこれ個人的に思うと、でたらめの公開になっちゃうんだな。これは文書が出ておるから。これによっても違うわけね。日当も手当も違うんじゃないかなあと思うんだけど、これが違います。

この中で問題は、ここに14日間になっておりますけれども、14日間の中で、ここで3日、ここで2日となると、泊まった数は11日ですけども、飛行機の中が1回ありますから、実際は11日ですね。そうすると、2日分はどこに行ったかなあと思います、ここに載っていないから。これ公開でやられておるんだから、見てもわかります。公開でやられておるんです

から、ここに持っておらないかんですね。そうすると、これ飛行機の中だという計算をすると、また日当も変わると思うんだね。こういうことも含めてしておかないと、きちっとして。

これ、名港管理組合がこの書類をくれたんです、全部ね。見てくださいということで。そして、今の日当についてはそういうふうでありますので、そうしたら、これだけの191万9,000円使ったんだから、旅行先の例えば今のキプロス、キプロスは3日行ってみえますからよくわかってみえると思いますけど、キプロスの面積、それから人口、それからホテルが大体幾らぐらいだということを一遍聞かせていただきたいなあとと思います。

○議長（伊藤正信君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私は副市長という立場ではございますけれども、名古屋港利用促進協議会の常任理事ということで、去年の7月からそういった位置につかせていただいております。そういったことで答弁させていただきますが、今回につきましては、国の面積とかそういったことについて特に問題にして行ったわけではございませんで、キプロスですと、港でいいですとリマソール港の視察、それからフランスにおきましてはマルセイユ港、フォスターミナル視察とか、それから船会社でCMA CGM社の訪問、そして名古屋港の利用を促進いただくようなレセプションをさせていただいたと。それから、北アフリカのチュニジアにおきましてはチュニス港の訪問とか……。

○18番（大原 功君） 1個ずつでいいわ、キプロスだけで。

○副市長（大木博雄君） キプロスにつきましては、どこの国もそうですけれども、面積とかそういったことではございませんで、港の視察、あるいは利用促進ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 港を見に行く以上は、そこの人口がどれだけあって、輸入をするのか、輸出をするのかとあるわけね。これは当然のことだと思うんだ。面積もわからず、人口もわからずでは、191万9,000円使って市民税で行くようなことではないと思うんだね。だから、面積と、キプロスというところは一体どういうところだと。日本とどういう関係があるところだということぐらいはわかっておると思いますので、副市長、もしわかったら、日本とこのキプロスはどういう関係の国ですかということ。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） この訪問に関する報告書は議会の方に提出をし、1ヵ月間、議員の皆様によく見ていただいたものでございますので、議員の皆様方もよく御承知のことと思っております。ただ、私が今この場において、その内容を承知しないのはおわびを申し上げますけれども、既に御報告させていただいたことでございますので、御理解をいただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなたたちがくれたのは、ただの地図とこれだけなんです。3枚なんだ。だから、私が言っておるのは、キプロスに3日間も泊ったら、そこでリゾートと港を見てきたわけなんですね。だから、それだけのところを見たら、どれだけの面積で、何人住んでおって、そことどうやって日本が貿易をするのかということを聞かなきゃ話にならないと思うよ、この金額では。

○議長（伊藤正信君） 大原議員、今、村瀬人事秘書課長が資料を持ってまいりますので、ちょっと待ってください。その間、他の質問をしてください。

○18番（大原 功君） そうしたら、次のところを聞きます。

次はモナコに行ってみえますから、モナコはどういうふうですか、これも一遍申してくれますか。面積と人口ということを聞かせていただかないといかんわけだから、こういうのを聞かせていただきますかと。

○議長（伊藤正信君） 今、資料を取りに行っておりますので。

○18番（大原 功君） そうしたらもう休憩しておこうか。休憩してもらわんと、聞きようがないもん、この先が。

○議長（伊藤正信君） では、資料が来るまで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時57分 休憩

午後3時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） では、再開をいたします。

村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 失礼いたしました。準備ができましたので、御報告をさせていただきます。

議会で皆様に見ていただきましたのはこちらの報告書でございまして、厚さ約10センチぐらいのものでございます。こちらを議会の方に提出し、12月の議会会期中1ヵ月間ほど皆様の方にお示しをしたものでございます。

それでは、キプロスの面積につきましては9,250平方キロメートル、人口が87万1,000人でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） まず、キプロスについてはそういうふうで、かなりここにホテルの料金とか高いので、いわゆるシングルルームというやつと、夫人も行かれておるでダブルもあると思うから、ホテルの屋上からキプロスが見えるところで大体値段が幾らぐらいのホテ

ルなんですか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

このたびのポートセールスにつきましては、オランダの友好の交流団とは違いまして、弥富市が企画したものではございません。名古屋港管理組合を含めました4団体が企画され、全行程が定められたものでございます。要請に基づきまして、弥富市としましては負担金をお支払いし、参加者が等しくこの旅行に参加したものでございますので、企画に至る経緯、内容におのずと違いがあり、その内容の詳細についてまで弥富市としては掌握をしているものではございません。御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この金額が、さっき言ったように余りにも高過ぎるんだな。その地域が1日だけで約100万ぐらいかかっておるんだ、これを見ると。75万と33万、11万だと、1日だけで、この地域で、あなたが言った今のキプロスが9,251平方キロメートルで、そうするとこれは四国の約半分ですね、面積は。だから、このキプロスというところはこれだけの面積ですけども、日本がこれは承認しておらんとことだね。不承認にしておるわけね。国としては認めていないんだ、このキプロスというところは。そういうところへ行ったら、110万も120万も1日にガイド代、そして添乗員というのをしておったら、市民感情からしたら、約100人ぐらいの方にこれを見てもらったんだけど、農家の人だと、1年に100万預金をするというのはなかなか難しいことだね。中小企業や零細企業でもそうですけど、一部サラリーマンの方も、年間で100万預金しようと思うとなかなか難しい。中には、子供さんが小さい子が見えるところは、子供さんを保育所に預けて、そしてパート代で六、七万ぐらいのお金をもらって、保育料を払って、お菓子や服を買って、そうするとあと1万円ぐらいしか残らんとするんだ。だけど、それが半年とか1年に在所とかそういうところへ連れて行って見せると、おじいちゃん、おばあちゃんが喜ぶでというぐらいの努力をしておるわけ。

それが1日でこれだけの金額を使うということは、私はフランスへ行ったことがありますけれども、フランスは大体4から5ヵ国語をしゃべって、大体2万円から2万5,000円、通訳が。バス代は大体日本と一緒にですから、1日だと大体8万円から10万円です。これが1日でこれだけですから、いかにかっておるか。市民なんて、これ市民感情は物すごく大きいと思うんだ。だから、これを持っていったときに、ずうっと回したわけなんだ。そのときに皆さんが見て、何だと、これは。本当に市長、大丈夫かと。一円も無駄に使わんと言っておってこんなことをやられておったら、3年前に福寿会の連合会長がいろんなことをしゃべられて、市民のほとんどの方が金銭のことはよく知ってみえるわけなんだ。だから、これを持っていったときには本当に心配されて、こんな予算を議会でやっておってええのかというふ

うに力いっぱい言われたことがありました。

それはそれとして、次にモナコはどうですか。

○議長（伊藤正信君） 大原議員、少し答弁させてほしいと言うので、今のお金の話で。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 少し答弁をさせていただきたく思います。

市長がみずから企画し、みずから旅行に参加する場合においては、大原議員がおっしゃるとおり、そのようなものを企画されると思います。ただし、このたびについては、ポートセールスという団体について市長は参加をされ、これは議会の承認を得て出席をしていただいたものでございます。その100万円とおっしゃられたものにつきましては、全体の経費が100万円ではないかというふうに私は思っております。ポートセールスの重要性をいま一つ議員も考えていただきまして、このポートセールスは弥富市に欠くことのできないものである、港湾の開発は弥富市の必要不可欠な最重要課題である、この第3バースを整備していただくためには、このポートセールスに参加したことが非常に有意義であったことを理解していただいて、経費だけではなく、もっとマクロなお考えを持っていただければと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなた今言われるけれども、これは37人の1日当たりを計算したやつだから、1日37人で110万かかるよという話ですよ。勘違いしておったらいかんですね。だから、これは違いますよということ。

それと、あなたが言われるように、市が単独でそういうところを出さずに行った場合は、今あなたの言われる条例の中でいいと思うんだね、私は。だけど、今回は名港管理組合の理事会の総会の中で決めて、5町村が行きましょうと決めたわけなんだ。だけど、決められなくても、私がさっき言ったように、ゼネコンとか夫人が入っているから、多分取りやめられたんじゃないかなあと思ったんだ。そういうことがあるということね。それが今私が言っておることなんですね。だから、皆さん方が、こういうことでこの金額を使って大変だなあということを言われたわけね。

あとにつきましてはモナコ、言ってください。

○議長（伊藤正信君） 副市長。

○副市長（大木博雄君） まず費用についてですが、先ほどの例えばキプロスですとラルナカというところに宿泊しておるわけでありまして、これは見積書をいただいて、最終的に1人当たりの金額で負担金をされました。これにつきましては、ラルナカでは1泊3万7,400円ということになっております。それと、これは一応30人を基礎ということで積算してございますが、最終的には37人で割っていますので、同じになるかと思えます。それで、バス代だとかガイド代につきましては、キプロスについては4日間4万4,000円ということ

で、各地、キプロス、マルセイユ、モナコ、チュニス、カサブランカ、それぞれ行っておりますが、トータルでバス代だとかガイド代につきましては22万4,600円ということで積算がされております。ただ、これは37人になっておりますから、若干ふえておるかもしれません。トータルで、いろんな諸経費も合わせまして、ビジネスクラスで191万9,000円ということになっております。

それと、先ほどの地中海・北アフリカ経済交流、並びに名古屋港利用促進使節団というのにつきましては、名古屋港管理組合の理事会ではなくて、名古屋港利用促進協議会の中の理事会及び総会で決定されておることです。

○18番（大原 功君） 名港じゃないの、これ。名港管理って書いてある。名港管理組合からこれをくれた。

○副市長（大木博雄君） まず、名古屋港利用促進協議会のメンバーといいますのは、商工会議所、名古屋港名港管理組合、一般会員の方々、それと名古屋港振興協会、団体数が25団体、それから普通会员274団体で、その中に名古屋港管理組合、そして名古屋商工会議所も入っております、その中の理事会及び総会を経て決定されておることです。

それと、今回この視察でございますけれども、これは昭和58年からスタートしております。目的につきましては、それぞれの港湾視察によって名古屋港をより一層よくしていくと。それで、過去にもそれぞれの関係市団体が出ておりますし、例えば飛島におきましては、平成9年から21年度まで7回、今後4年に1回は行くというふうに聞いておりますし、弥富市、当時は弥富町でございますけれども、昭和59年から平成20年まで通算8回それぞれ町長、あるいは助役等を派遣させていただいております。また、知多とか東海市におきまして、それぞれ私の知っておる資料に限っては、知多市では5回以上、東海市では2回以上それぞれ出かけていただいております。

なお、飛島村と弥富市につきましてはコンテナふ頭がございまして、こういったことに対しての利用ということで非常に重要な位置を占めております。なお、知多市と東海市につきましては最近参加をされておられませんけれども、知多市におきましては中部電力とか……。

○18番（大原 功君） 副市長、ちょっと時間がないで、もうそれでわかったで、いいから次を聞きます。

〔「きちっと説明しておかんといかんよ」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） ちょっと待ってください、大原議員。

簡潔に、村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、モナコの質問をいただきました前に、建設業者、ゼネコンが参加しているのは問題だという御指摘をいただきました。この御指摘につきまして少しばかりお話をさせていただきたいと思っております。

この参加しましたゼネコンにつきましては、名古屋港利用促進協議会の会員でございます。今回のポートセールスの行程にありましたチュニジアのチュニス市街の南北交通量の緩和を目的とした橋の建設を、日本のODAにより、このゼネコンが担当しておるものでございます。この視察のため訪れました地におきまして、現地の、このゼネコンの所長さんから参加者の皆さんに工事の概要についての説明をなされました経緯から参加されたものでございます。

それから、御夫人の同伴について問題だという御指摘もいただきました。このポートセールスの性格上、相手国の港湾関係者との懇談会やレセプションを行う中で交流を図ること、名古屋港のプレゼンテーションを行うことは必要不可欠なことでございます。また、御夫人が同伴されましたのは、このたびの使節団の団長をされました名古屋港商工会議所の副会頭であり、港運会社の会長さん、それから名古屋港商工会議所の会頭であり、トヨタ自動車の相談役様、それから名古屋港商工会議所の会員でトヨタ自動車と関係の深い企業の相談役の3名の方の御夫人でございます。もちろんこの御夫人の件については、それぞれの団体が負担をしております。海外におきましては、公的レセプションなど儀礼的な場面におきまして、夫人が同伴されるということはよくあることでございます。これは、政治家や官僚のみならず、各界の交流であるとか、民間のビジネスの場で行われていることございまして、名古屋港を取り巻く財界のトップセールスにおきまして、このことは大変必要であり、重要であったと認識をしているところでございます。

続きまして、モナコにつきましの御回答をさせていただきます。

面積は1.95平方キロメートル、人口は3万2,270人でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） モナコのことにつきましては、モナコは面積が2平方キロメートルですから、弥富市の約23分の1ぐらい、ゴルフは市長もやっているでわかるけれども、大体60万坪ぐらいですね、面積が。その中で、今言ったように1日当たりのあれが百何万かかっておるといふことと、それから副市長、ここのところってどこなの、名古屋振興協会というのは。どこにあります、これ。わからなかったらいいですわ。これは商工会議所の中の1部屋を借りておるわけ。一ところを借りておるところなんですね、これ。いわゆる間借りしておるところ。こういうところなんです。その団体とそうやって出られたわけね。

それから、先ほど言われたように、ゼネコンは1社だけだと言うけれども、ゼネコンは大きな、いろんなところがあります。港湾だと五洋建設とか中野建設とか、いろんなものがあります。こういうところは湾岸が必要だから、何もあそこだけじゃないんですね。だから、私は多くのゼネコンで、1社だけじゃなくて、2社も3社も行くなら、これはまだと思ったの。それだけですけれども、今、全体的に市側の方に聞いて、行かれた中で、五つばかり上

がっているわけね、そこからこの弥富市に持ってくる品物って何がありますか。入ってくるもの。弥富市に入る。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 弥富市に何が輸入か輸出されるかということでございますけれども、ポートセールスというものは、名古屋港の全体を考えてセールスをするものでございます。市長は、弥富市のトップとして、各界の皆様にも人的交流、経済的交流、それから弥富市の港のPRをしていただきました。このものが入ってくる、このものが出ていくということではございませんけれども、市長トップみずからが、みずからの言葉で外国の方、そしてその使節団の皆様方に語りかけられ、交流し、弥富をPRしていただいたことは大変重要なことと考えております。御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今回のフランスの訪問の中で、船会社で世界第3位のCMA CGM社を訪問させていただいております。その中で、この一行につきましては、副社長の、アルファベットですから多分発音が違うかもしれませんが、テクニアン氏と面会をさせていただいております。その席上で高橋団長が名古屋港の概要を説明させていただいて、名古屋港への母船の積極的な寄港を依頼させていただいております。

そういったことが功を奏したと思いますけれども、この世界第3位のCMA CGM社につきましては、去年になりますが、行った翌年の4月27日に、地中海と日本の直行ルートにつきまして9年半ぶりに再開をしたということで、現実には5月半ばから名古屋港を初め、横浜、神戸港に來航しているということで、ことしの7月20日の名古屋港利用促進協議会の総会の資料の中に、5月21日にCMA CGMのコンテナ船1隻が初入港、そして7月16日にも新造船が初入港ということで、こういった船が入ることによりまして弥富市におきましてはどういったメリットがあるかと申しますと、とん譲与税というのがそれぞれ入ってきます。これにつきましては、平成21年度におきましては弥富市においては1億2,185万1,000円という金額をいただいております。こういった入港に基づきまして、通常ですと1トン当たり20円といった金額をいただけるもんですから、どんどん入ってくることによって当然税も入ってくると。また、そういった物流がありますと、弥富市としましても、やはり南部地域におきましては、こういった港が非常に重要なポジションになっておりますので、その背後地としての発展性についても大いによろしいかなと思っておりますし、それぞれ世界の各地域から名古屋港の宣伝をして歩くということにつきましては大いに効果があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にポートセールスにつきましてお答えを申し上げます。

この問題につきましては、平成20年12月議会、そして翌年のたしか3月議会にも御質問をいただいております。そうした中におきまして、先ほどこのポートセールスに関しましては、副市長、そして所管の課長が答弁したとおりでございます。諸経費等につきましても、皆様方の議会の御承認をいただき、また監査委員の御承認もいただいているところでございます。

私どもの答弁につきましては、先ほども話でございましたように、議会の方にも議事録を含めていろんな資料を出させていただいております。そして、60ページに及ぶこういう形の報告書も提出させていただいております。いま一度御一読をいただいて、理解を深めていただきたいと、そんな思いでございます。私の答弁につきましては、先ほどの平成20年12月及び3月の議事録を見ていただければ結構かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、私は、このポートセールス、あるいは経済交流という形で多くの人脈にも恵まれました。そして、多くのことを学ばせていただきました。この経験を生かし、西部臨海工業地帯のさらなる弥富市の発展に努力をしていきたい、そんな思いでございます。今、鍋田ふ頭におきましては、第3バースの整備計画が着々と進んでおるわけです。こういったことに対しても、名古屋港利用促進のメンバーを含めまして、多くの方に御尽力をいただいているところでございます。

この場をかりまして大原議員にお願いを申し上げます。行政側と議会の役割は、政策論議をすることが大きな目的ではないでしょうか。大原議員として、大ベテランで、経験豊富で、そして見識の高いお方でございます。どうか力強いリーダーシップを発揮していただいて、私ども行政とともども御指導をいただきたいというふうにも思いますし、弥富市の発展に御尽力いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、議会と市側の、やっぱり我々は市民からバッジをおかりしておりますわけなんだ。市民の代表で議会に予算やそういうのを審議するのが、議論をするための議会議員で、そのために年間650万という金を市民税からいただいておりますわけなんだ。これを市長が間違えておったら、市長は特別職であるし、4年に1遍、退職金をもらう方ですよ。そんなことを言われておったら、市民は何のために議会へ送っておるのかということになっちゃうと思うんですね。

それと、今市長が言うように、4ヵ所行かれたところは、地中海をして、スエズ運河を越えて、そして紅海へ来るわけですけども、そうするとそこの中の、市長がよく勉強して行かれたというから、このスエズ運河というのは、幅が何メートルで、水力はどのぐらいある

の。勉強したというのはそうなっちゃうんだね。私がそこまで聞いても、なかなか市長は…
…。私はもう調べてきました。幅が210メートル、水深は25メートルということで、1日に
大体59隻がここを通過、紅海を通過、インド洋へということでありますので、これ以上
聞いても、通告してもなかなか出てこないから、ただ1人でこれだけの金を使って行って経
済効果がいかにあつたかということで、やっぱりそれは市民感情の中から出てくると思うの
で、この点については、長くなるともう時間があらへんから、何分までいいですか、議長。

○議長（伊藤正信君） 40分です、大原議員は。

○18番（大原 功君） もう一つぐらいしか聞けんと思いますけれども、生活保護について
聞きます。

生活保護で市民の方からは、生活保護の受付のところに議員と一緒に来ると言う話を言わ
れたけれども、こんなことはあるの、担当者の方。

○議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

御本人の同意のもと、同席をされた例はございました。しかし、その同席されたことによ
りまして、保護の申請、決定が左右されるものではございません。生活保護の申請につきま
しては、本人の意思に基づくものであることが大前提のため、保護の申請をするかしないかの
判断を行うのはあくまでも本人でございます。また、保護の決定に当たりましては、生活
保護法に定められた基準に照らし行っておりますので、恣意的なものが入り込む余地はござ
いけません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、普通からいうと、生活保護を受けられる方は、大体昔
から地域の区長さんをお願いしたり、あるいは民生委員の方をお願いをして同伴されるとい
うのが普通ですけれども、議員が中に入るということになると、幾ら同意といってもなかなか
疑問が、議員がついていったからできたんだぞというふうになっちゃうと、市民の中では
そういう受けとめ方があるわけね。私も受けたいんですけども、ついてくれんかと言うけ
ど、おれはそんなことはようやらんよと。地域に民生委員や区長がおるから、区長は地域の
自治会長だから、その人によく聞いて、そして受けられる受けられんということは、あなた
が直接区長や民生委員にお話をしていくのが当然だよという話をしてきましたけれども、で
きることなら市民にそういううわさが立たないようにしていかないといかんと思いますけれ
ども、今、生活保護者は何人ぐらい見えますか。幾らぐらい、年間1人当たりかかりますか。

○議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） 9月1日現在でございますが、世帯数が164世帯、受給してみえ
る方が252人でございます。

幾らもらえるかというお話でございますが、通常の生活をしていくのに必要なもの、それから住宅の方もあります。年齢によっては学校へ行ってみえる方、病院へ行ってみえる方、いろいろケースによって違ってきますので、一人一人基準によって保護費の計算をしておりますので、幾らぐらいというのはまちまちなんですけど、例でいいますと、例えばひとり暮らしの方ですと10万。アパートを借りてみえる方か、持ち家かによりまして、アパート代、家賃がかかってきますので、それによっても違いますが、家賃ですと、ひとり暮らしですと3万6,000円が基準になっておりますので、家賃を支払っている方で10万円ほどになっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 実際にはもっと本当は困ってみえる人があると思うので、市の方も本当に気の毒な方についてはやってあげなきゃいかんと思うんだ。ただお願いに来るから受けてやるわというのではなくて、民生委員の方が見えますので、地域の方でそういう方があるなら、そういう方を救ってあげなきゃと思うんだ。お金のある人がお金のない人を見てあげるというのが基本的だと思うんだね。なければ、どうしてもその中で病気になったり、いろんなことがあるから、そういうのも気をつけて今後やっていただきたいなあと考えています。

それから次に入りますけれども、市長は、この間は通知がないと言われて、愛知県の植樹祭が飛島であったんですけれども、これをサボってゴルフに行かれたんですけれども、先回のときも職員が中学校の跡地の草むしりを暑いのにやられて、そのときに言ったときには、市長はもう二度とこういうことはありませんという話だったんですね。それがまた今回こういうふうになりましたけれども、市長、次に3回目ということはあるだろうと思うんだけれども、もしあるならある、ないならないで結構ですから、時間がないからその程度です。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

旧中学校の草刈り、あるいは他の自治体の行事の参加についてという御質問でございます。

平成20年10月に愛知州市長会の開催が当市、弥富市で開催ということで、その会場が社教センターということになりました。当時は黒宮議長には大変お世話になったわけでございますが、そうした状況の中で、いわゆる周辺の整備をしていこうということで、草を取ったりということでございます。そして、旧弥富中学も相当草が生えておりましたもんですから、社教センターと旧弥富中学校の跡地について、職員1人がどちらかの日を選択して清掃活動していこうとって、自主的参加を求めたものでございます。私自身も旧弥富中学校に参加し、実施をしたところでございます。広い場所でございますので、当然2回に分けてそういうことがあったわけでございます。そうした形に対して、2回目に参加した職員に対して労

をねぎらう立場にあるということも含めて、少し私自身の配慮が欠けておったということについて、自省・自戒をしたところでございます。こういうことのないように十分気をつけていきたいと答弁をさせていただいたところでございます。

また、自治体行事の参加につきましても、6月議会でお答えしたにもかかわらず、また同じような御質問をされるわけでございますが、行政をサボってゴルフに行ったなどと言われることは全くもって心外でございます。よく聞いていただきたいと思います。私は、弥富市のためにこの3年半の間、議員の皆様の御尽力、そして市民の皆様のお力添えをいただいて、一生懸命努力してまいったつもりでございます。しかし、他の自治体行事、あるいは私自身のプライバシーの問題については、一定の距離感をいただきたいというふうに思っております。すべての他の自治体行事に私が参加できるものではありません。他市で行われる行事につきましても、参加する、参加しない、あるいは代理者を出席させるという形の中では私自身が判断していけばいいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が言うのは、代理で行くということじゃなくて、やっぱり愛知県に世話になっておるんだから、補助金もいただいておりますから、私も当時議長をやっていたときには、土曜日の日でしたが、常滑まで行って植樹祭をやってきました。神田知事に木をいただいて、そしてスコップで植えてきましたけれども、そうしないと、県と市というのは一つのドット方式みたいなのでつながりがないといかんわけだね、途中経過。こういうことも含めて、別に心外ではないです。やっぱり長というのは、特別職というのは、24時間態勢と同じようなものですね。そのくらい、例えば火災とか災害があったときには市長が本部長となってやるべきことなんですね。そういうことを言われては、議論というのは別にけんかしておるわけじゃないんですね。お互いに、ここの辺のところはこうした方がいいよと。私らでも議長をやったときには、8市とか、5市とか、海部とかいうふうにあって、いろんな市町村長ともお会いしたりしておるわけだから、やっぱりそういうのも含めてやっていただくようにしないといかんのじゃないかなと思います。

あと1個だけですけども、議員の日当制ということがよく言われて、各市町村長はみずから提案されたりしておるわけです。だから、前は市長は、議員でやったらどうだと言うけれども、議員は18人だから、市長の言うさまさまの考えで、なかなかそんなうまくはまともらんわけなんですね。だから私は、今、年間650万もらっておるんだから、次の選挙から日当制ということを考えられたらどうですか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまさまの自治体の中で議会改革ということが論議されておることは、

私も十分承知しているものでございます。今、大原議員がおっしゃいます、議員の仕事は日当制にしたかどうかということでございますけれど、私の考え方は、日当制はなじまないというふうに思っております。議会が市民のために正常に機能していくためには、どのような制度がよいかということを考えるわけでございますが、私は現行制度がいいというふうふうに思っているところでございます。私は、合併後の議員の職務は大変多岐にわたり、市民の相談に応じたり、あるいは要望・意見等を毎日のようにお伺いしてみえるのではないかなあというふうに思っております。また、議会で質問する準備、あるいは調査等にも時間と経費もかかるわけでございます。そうした中で定数を削減するとか、報酬を削減するという意見もありますが、そうではなくて、報酬に見合う仕事をしていただくのが議会の議員ではないでしょうか。そのような形で、今後も我々も努力をしていきたいと思っております。日当制導入に対しては、さまざまなデメリット等が言われておるわけでございます。もう一度大原議員に申し上げておきますけれども、基本的な考え方が異なるようでございますので、もう一度この問題については真正面から議員も取り組んでいただいて、議員各位とよく御協議をいただき、議員みずからリーダーシップをとっていただいて、議員提案をしていただければ結構じゃないかなあというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩いたしまして、再開は3時50分からいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に杉浦敏議員、お願いいたします。

○10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして2点質問いたします。

まず第1に、コミュニティバスの改善についてであります。

6月21日にスタートしましたコミュニティバスにつきましては、今、住民からさまざまな問題点が指摘をされております。中には大変残念な話であります、従来の福祉バスに比べて、かえって使いづらくなってしまったなどの声も寄せられております。その住民の声の一端をお話いたしますと、例えばある方は、南部ルートを利用して総合福祉センターに行く人は、福祉バスのときは乗り継ぎなしで行くことができましたが、今では乗り継ぎが必要となりましたし、その乗り継ぎの時刻表も大変不便なものとなっています。事実上、南部からはバスで総合福祉センターへ行けなくなってしまった。また、以前はバスでイオンに買い物に行っていたが、イオンタウンも行けなくなりました。また、ある人は、福祉バスのときの

バス停が廃止されて、遠いところまで行かなければバスに乗れない。私は車に乗れないし、バスで病院に行けなくなってしまった。また、ある人は、東部ルートは左回りだから、行きと帰りの時間差が大き過ぎる。また、十四山地域の人の話では、十四山地域から海南病院へは朝7時半と8時40分着で、これは便利になりましたが、その3便以降は佐古木での待ち合わせ時間が30分以上もありますという声もありました。また、ある鍋田の男性の話では、片道200円はやはり高過ぎる。往復で400円だ。前はバスで行ってコーヒーを飲むのが楽しみだったが、400円ではもう行けない。飛島や木曾岬が1回200円だというが、同じ三重交通でも桑名は100円で走っているなどなど、ほかにもいろいろありますが、そういった声が寄せられております。

先日、防災安全課から、6月21日以降7月いっぱいまでの、このコミュニティバスの停留所ごとの利用実績のデータをいただきましたので、以前の巡回福祉バスの平成20年度の利用実績と、このコミュニティバスの7月の1ヵ月分だけではありますが、その利用者数の実績を比較してみました。当局の方にはこの私の資料が渡してありますが、主な停留所で利用者の増減の変化の大きいところを拾い上げて一覧にしてみました。これを見て分析した結果の問題点をお話いたします。

トータルでの利用者数の増減は1ヵ月では比較できませんが、個々のバス停での利用者の増減ははっきりとした傾向が既にあらわれているのではないかと思います。この傾向というのは、一方では、このコミュニティバスが本来目指したコミュニティバスの改善方向、つまりは協議会で検討されました内容にもあります、通勤・通学でのバスの利用、通院や公共施設は比較的早い時間帯に利用するなどの住民のニーズに沿った、いわゆる前進した面と、一方では、個々の市民からの苦情・問題点が指摘されていること、今冒頭にも一部紹介いたしましたが、こういうことが原因となって利用者の減少につながっている、後退しているのではないかとと思われる、そういった面の両面が読み取れます。

以下、申し上げるような傾向があるのではないのでしょうか。

まず1に、近鉄弥富駅南口は、通勤・通学への対応を目的とした時刻表の改善を反映して、利用者が大きくふえています。福祉バスのときには月平均73人の利用者であったものが、コミュニティバスでは既に1ヵ月で1年分を超える906人の方が利用されています。近鉄へのアクセスが非常に便利になり、利用者がふえたと思われます。これに応じまして、南部の鍋田、末広などの利用者も大幅にふえています。これは、南部の方が通勤・通学のために使ってみえると思われるからです。

また、二つ目には、近鉄佐古木駅につきましても同じような傾向があります。佐古木駅にも福祉バスのころは月平均が57人の利用者であったものが、この7月のコミュニティバスの利用者は1ヵ月で278人も利用されています。楽荘団地の利用者の方も大変ふえています。

また、北部ルート、東部ルートの方も利用されているものと思われます。

三つ目に、朝の早い時間帯に海南病院に行きたいという要望に一定程度こたえているよう
であります。

また、その半面、四つ目といたしまして、総合福祉センターの停留所での利用者が大きく
減っています。福祉バスのころは月平均745人の利用者でありましたが、コミュニティバス
の7月では実に423人と大幅に落ち込んでいるわけであります。福祉バスではA、B、Cの
すべてのルートで総合福祉センター発着がありましたが、今度のコミュニティバスでは市役
所、海南病院、近鉄弥富駅南口が発着の中心となり、南部ルートや東部ルートでは乗り継ぎ
をしなければ総合福祉センターへ行けない。また、乗り継ぎの時間が不便であり、北と南が
分断をされているという形になっています。

また、5番目には、6月の議会でも市長からお話がありましたように、もし必要であれば
もう1台バスをふやすこともあり得るという旨のお話もあったことと関連いたしますが、十
四山の東部ルートが左回り一方通行となり、不便で利用できないという声がたくさん寄せら
れています。ピアゴの十四山を初め、十四山の各停留所は、佐古木駅を除いて軒並み利用者
が減っています。特に十四山福祉センターの利用者の減少が大変大きなものとなっております。
福祉バスのころは、福祉バスのバス停の利用者は月平均214名ありましたが、コミバス
では先月は129名しか利用をされておられません。

また、六つ目には、このデータだけでははっきりとは言えませんが、十四山地域や北部地
域との連携が断たれたせいか、弥富いこいの里の利用が大変大きく減っています。これも福
祉バスのころは月平均396名の利用がありましたが、コミバスでは今回261名しか利用されて
いません。

また、8番目に、南部の臨海部は大変利用者が少ないという実態となっております。

こういう傾向が読み取れると思いますが、そこで、まず協議会の事業計画でも各年度に調
査・分析・評価がなされるというタイムチャートになっておりますが、時間的にはまだ正規
の分析などは出ていないかもしれませんが、今の時点でのこの7月の実績、今申し上げまし
た1番から8番の点について、事務局としてどのように評価されてみえるでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） ただいま議員の御指摘の8項目に及びます貴重な分析結果でござ
いますが、私どもといたしましても、6月21日からまだ2ヵ月半、されど2ヵ月半というこ
とでございすけれども、2ヵ月半経過した中で、この運行に対します市民の方々から同様の
内容として寄せられております。この内容につきましても、先月の8月24日に、今後協議
会の方で実施をいたします市民のアンケート調査の内容について精査いたしまして、9月中
に実施をしたいと考えております。議員の分析されました8項目につきましては、貴重な御

意見として参考とさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今の9月中にやるというのは、どういったことをやられるんですか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） この9月中に住民2,000人を対象に住民アンケート、それと名港臨海部の企業のアンケート調査を、127社でございますが、9月中に配付・回収を実施したいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） では、早急にアンケートをやっていただきますようお願いいたします。

それで、今私は8点ほど述べましたが、改善しているところがありますよね。ここについては一層よくなるように、また改善をしてほしいと思います。

それで、特にこの8点の問題を絞って言いますと、やはり南北の分断の解消が必要ではないかということ。それから、東部ルート的一方通行を左右両回りにすること。それから、これも住民からたくさんお声があるんですけども、福祉バスの中にはバス停があったけれどもなくなっちゃったというところで、この三つが住民の声にこたえる最大のポイントとなるわけですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） ただいま議員の御指摘の、南北の分断の解消と東部ルート的一方通行、また廃止されたバス停の復活というものは、市民の方から市の方に同様に御意見をいただいております。

そこで、今後のスケジュールもございますが、9月中にアンケート調査を行います。そういったデータをもとにしたものを改善の根拠としたいということで考えております。したがって、先ほど言われた、例えば住民の一部の方からの苦情ということじゃなくして、この方が最善であるという方法を、データを分析いたしまして、その方向に持っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） では、よろしくお願いいたします。

今回のアンケートもそうですが、市としても市民の声、利用者の声を聞いて改善をしていくと。3年間の実証運行の中で、今のタイムチャートを見ますと、年度変わりには問題点を直して、また新しく運行していくということになっておりますけれども、特にバス停のなくなったところなんかの人ですと、やはりもっと早くやってくれと直接電話があるんです、うちにもね。病院へ行っておったんだけど、もう行けれえへんがという本当に切実な声があり

まして、今の計画ですと、改善をしても新年度からの運行となっておりますけれども、これをもっと繰り上げて早くやるというようなことはできないのでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 住民アンケート等の調査ということでございますが、新ダイヤ路線の改定までのフローといいますか、計画でございますが、9月中にアンケート調査の結果が出ます。その後に、今の結果に基づいたものと、9月と10月に2週間かけまして全路線の乗降調査も実施をいたします。それで、その結果に基づきまして、アンケート調査、乗降調査の分析につきまして、10月、11月にその分析を行いたいと考えております。それから、12月に協議会を開催いたしまして、そういった分析結果の方から方針の検討協議をさせていただきたいと考えております。それで、路線とダイヤの検討に入りまして、2月に協議会を開催し、ダイヤ路線の変更の決定をさせていただきまして、中部運輸局の認定が必要となりますので、認定申請を協議会開催後に行うと。その認定申請後にやはり1ヵ月から1.5ヵ月ということで、年度内いっぱいかかるということで考えておりますが、以上の日程を予定しておりますけれども、議員の言われましたように、やはり住民からのそういった御要望がかなりあるということで、私どもも今後繰り上げ可能なものにつきましては、当然早めてまいりたいと考えております。しかし、認定を早めることにつきましては、極めて難しい状況であるということも認識しておりますので、よろしく御理解のほど、お願いします。以上です。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 国交省ですね、運輸局、そういったお役所との関係もありますもので、大変なことはわからんですけども、今、部長からお話しありましたように、繰り上げのできるところについてはやるということですので、一日でも早く改善できるように要望しておきます。お願いします。

二つ目の質問であります。平和市長会議への参加についてであります。

常日ごろの市の平和行政に対する熱心な取り組みに対しましては敬意を表するところであります。平成11年、平和都市宣言の採択の後、市役所の正面では夏の時期に「平和都市宣言のまち」の垂れ幕を掲載され、また7月30日から保健センター前のロビーにて広島・長崎原爆写真パネル展の実施など、戦争の悲惨さを伝え、平和を祈念するための意義深い取り組みが毎年続けられております。また、毎年、市長や議長からは核兵器廃絶を訴え、全国11幹線コースを広島へ歩く国民平和大行進に賛同する署名や募金にも御協力をいただいておりますが、このような弥富市を初めとした日本全国各地の自治体の取り組みが、核兵器廃絶を目指す世界の運動の中で大きな一翼を担い、この流れの前進に極めて大きな貢献をしていることは、紛れもない事実であると考えます。

とりわけ、ことしは広島・長崎の被爆から65年の年に当たりますが、核廃絶を目指す世界

の流れの中で画期的とも言える出来事がありました。先月8月6日の広島の平和記念式典に、パン・ギムン国連事務総長が国連のトップとして初めて参加をしました。また、米国のルース駐日大使、フランスとイギリスの臨時大使ら、核保有国の代表も初めて参加をしたわけがあります。とりわけパン・ギムン国連事務総長は、式典のあいさつの中で、「私たちは、ともにグラウンド・ゼロ（爆心地）からグローバル・ゼロ（大量破壊兵器のない世界）を目指す旅を続けている」と述べた上で、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を保たなければならないと呼びかけました。事務総長はまた、核兵器が一つ残らずなくなるまで消えることのない炎がこの平和記念公園にともっているとして、被爆者の方々が生きている間にその日を実現できるよう努めようと、核兵器廃絶の早期実現を訴えました。昨年4月のオバマ大統領のブラハでの、核兵器のない世界を目指すと宣言した演説以来、世界の核兵器廃絶、平和構築への機運は一気に今高まりを見せています。

平和市長会議は、原子爆弾による悲劇が二度と地球上で繰り返されないよう、広島・長崎の両市長は一貫して核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続ける中で生まれてまいりました。1982年、ニューヨークの国連本部で開催されました第2回国連軍縮特別総会におきまして、当時の広島市長 荒木武氏が、世界の都市が国境を越えて連帯をし、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、広島・長崎両市長から世界各国の市長あてに、この計画への賛同を求めました。平和市長会議は、この核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画に賛同する世界各国の都市で構成された団体で、平成2年、1990年3月に国連広報局NGOに、また1991年、平成2年5月には、国連経済社会理事会よりカテゴリー2（特殊協議資格）のNGOとして登録をされています。現在、世界144ヵ国、4,144都市の賛同を得ています。この平和市長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としております。

この参加団体は、今、日本では、この4,144団体の中で796市町村、1,750自治体の実に45.5%に上っております。796の市町村がこの平和市長会議に参加しています。愛知県でも16の市町村、近隣では蟹江町のほかに、昨年、2009年には飛島村もこの平和市長会議に参加をし、昨年は参加初年度ということもあり、久野村長みずから8月7日からの第7回平和市長会議総会に参加をされ、8月9日の長崎の平和記念式典にも参加をされたと伺っております。我が弥富市もぜひ参加をされ、核廃絶に向けての世界の機運の高まりをさらに一層後押しすべく、市民意識の喚起にさらに一歩進んだ努力を傾注されることを訴えるものでありますが、いかがでしょうか。

そして、広島への中学生の派遣の問題であります。以前から蟹江町では毎年8名、飛島村では毎年6名の中学生を選考し、また近隣では愛西市、甚目寺町などでもこういった事業が行われておりますが、広島の平和記念式典、あるいは原爆資料館の参観など、そういった事業を中心とした平和推進視察事業を行っていると聞いております。本当に子供たちの澄んだ目で、そしてしなやかな心、そういう中学生の時代に、今の大人でも戦争体験がない方がふえておりますが、子供たちにぜひ忘れられないように、広島・長崎を繰り返さないように、こういった事業をすることは必要ではないでしょうか。先ほど申し上げました今の世界情勢にかんがみまして、同様の趣旨で弥富市でも中学生の派遣を実現していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員に平和行政の推進をという形で御質問をいただいております。

弥富市として平和市長会議に出席すべきではないかという御質問でございますけれども、先ほど議員のさまざまな御意見、御質問の中にも、平和行政に対する取り組みを弥富市としてもしてまいりました。平成11年3月には平和都市宣言を宣言したわけでございます。そして、例年、市の図書館等におきまして、広島原爆パネル展というものを開催しているところでございます。核兵器のない世界の実現を初めとする平和行政の推進に努めているところと理解をしております。先ほど議員の方の御質問の中にもございましたけれども、戦後65年、ことしはアメリカ大統領 オバマさんの核兵器のない世界平和の実現構想ということが打ち出されました。そして、広島での記念式典にはアメリカの大使であるルースさんが御出席と、異例づくめでございました。

御質問の平和市長会議への参加ということでございますけれども、多くの自治体に参加をしているということも私も重々承知をしているところでございます。ことしの5月には事務局の財団法人広島平和文化センターより加盟依頼をいただきました。また、他の平和団体、日本非核宣言自治体協議会というところからも加盟依頼をいただいております。他市町村の動向ということも十分考えながら、平和市長会議への加盟につきましては今後前向きの検討課題にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 広島への中学生の派遣についてお答えをいたします。

本市の平和教育につきましては、生命や平和のとうとさを学ぶために、各小・中学校におきまして教材を活用した心情面での理解を深める取り組みを初め、平和パネル展や平和図書展などを開催するなど、創意工夫を図りながら平和教育を推進しているところでございます。世界で唯一の被爆国である日本は、核の恐ろしさについて全世界に発信する役割を担っているとわれ、被爆や戦争から65年が過ぎ、戦争の記憶が風化しつつある現在、将来の国際社

会を生きる子供たちにとって、平和について学習することは大変意義深く、重要なことと思っております。

御提案の、被爆地である広島を訪れ、実際に見たり聞いたりする体験につきましては、多感な10代の子供たちの心を揺さぶり、核の恐ろしさや平和のありがたさを肌で感じ取らせるものと考え、平和宣言をしている本市の子供たちに、平和と人権を尊重し、世界恒久平和の実現に向けて貢献する意欲や実践的な態度を身につけさせたいと願い、平和について一層学習を深める機会を持てればと考えているところでございます。他の市町では代表者派遣という方法もとられているようでございますが、今後、教育委員会及び各中学校、さらにはPTAの方々とも協議をいたしまして、平和教育推進事業として来年23年度から、中学2年生全員を広島に派遣する方向で検討してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 市長の御答弁、また教育長の御答弁、大変力強いものを感じました。ぜひ実現できるようによりしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時21分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

